

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊每月一回二十頁發行

明治四十四年

監獄協會雜誌

十月二十日發行

第貳拾四卷
第拾號

第貳拾四卷第拾號目次

○論說

松田司法大臣訓示

犯罪と季節との關係……………白井勇樹

○講
演

監獄の改良と監獄協會 監獄協會總會に於て）…

○寄書

局外より見たる監獄……山本生

監獄警の地位人物に就て石崎氏に申す……覆面小僧

第三期監獄官練習生諸君と親しむ……土佐 第二期 江村生

秋季祭禮と賭博犯者に就て……………岡山 藤井 檀 窓

○監獄衛生

京城監獄永登浦分監に發生せる脚氣調査報告……………

醫學士 古瀬安俊 執

○統計

明治四十四年八月末日現在々監人員表……………

明治四十四年八月末日現在受刑者罪名表……………

明治四十四年八月末日現在々監人員監獄別表……………

○救護事業

救護事業に就て……………光弘生

光弘生

○雄錄

典獄會議

本會總會の顛末

本派本願寺の在監死者追吊會……………

本派本願寺所屬の教務所長協議會

事變の豫防に就て

迷走事故

○各地通信

和歌山だより

松江たより
中廻り

新義州(恒)

叔壬及辭令……………(九一頁)

○余作方輿

社會科學

財團法人経緯さな

寄附行爲

會計主任異動

監獄法令類纂送終了……

監獄協會雜誌第貳拾四卷第拾號

論說

○松田司法大臣訓示

(典獄會同席に於て)

諸君、私は先般又々大命を被りまして再び司法の重職に當ることになりました、此機會に於て幸ひ典獄諸君に御目に懸ることを得ますのは寔に欣然の至りて且つ光榮と致す所でございます、今般典獄會議を開くに當りまして茲に私は聊か卑見を述べて諸君に訓示する所あらむと存するのであります、暫く諸君の清聴を煩はします

却説、近頃我國の監獄界に於きまして最も注意すべき現象は新刑法實施の後に於て在監人員が著しく増加したる事柄であります、最近の統計を案じますれば、新刑法施行の當年に於ては其人員が五萬三千を出でなかつたのである、然る所施行後の第一年を経た所では俄に増して六萬三千となつて即ち數字に示す如く一年の間に一萬人を増したのである、却説又其第二年目に當つては此上更に増加を致して七萬二千を算するに至つたのである、即ち新刑法施行後に於て僅か二年の間に一萬九千の數を増したと致さなければならぬ

斯の如く在監人の激增を致したる結果として先づ第一に影響を受けたるものは監獄の首腦たる典獄諸君でございます、抑監獄の事務は本來複雑多端のものであつて常に當局者の苦心する所たるは由

す迄もない、然る所忽ち更に罪囚の倍增を致し其繁を加ふるに至つては諸君の困難誠に察するに餘りあるのであります、諸君は勵精職務に當られて斯の如き非常の難局に處して常に其措置の宜きに適ひ曾て失態を見ることなきは誠に國家の爲に慶し且つ喜ぶ所でございまして、大に諸君の勞を謝せなければなりません

去りながら翻て政治上より觀察を致して見れば、在監人激増の結果と致して又最も顯著なる影響を受けたるものは監獄經費であります即ち新刑法施行の當年に於きましての監獄費は五百八十九萬圓であつた、施行後第一年を経るに至つては忽ち増加を致して六百四十二萬圓となつたのであります、又施行後第二年を経ました所では此上更に増加を致して六百五十二萬圓となりました、偕て一方に於て我國現時の状態を見ますれば、國運の次第に發展するに伴ひまして國家經營の事業は月に日に多さを加へて居るのである、爲に要する所の經費は又一年一年に膨脹を致して財政に困難の事情あるは諸君の必ず御承知になつて居ること、考へるものであります

抑犯罪は人類社會の殆と避くべからざる一つの病であつて之れを防遏する爲めに經費を要することは固より已むを得ないことである、然れども在監人の増加と云ふことは決して國家の吉事ではない、寧ろ却て國家の不祥と言はなければならぬ、尙ほ經費の倍々膨脹を致して年々六百五十有餘萬圓の巨額を此囚獄の爲めに投せなければならぬと云ふに至つては誠に遺憾千萬と申さなければなりません、それ故に今日の計と致して在監人減少の方法を考究すると同時に成るべく監獄費の節約に努むることは實に今日の急務なりと申さなければならぬと考へます

惟ふに在監人の減少を圖ることは即ち一般犯罪の減少を考究する所以であつて其關係は固より廣いことであります、然れども監獄の行刑が誠に宜しきに適ひまして犯罪人を懲治し其改悛に馴致することを以て第一の要務と爲すのであります、果して斯の如くするに至つては直接且つ現實に在監人を減

と得るのみならず間接に將來の犯罪人を減ずることが出来るのであらうと考へます、是は一に諸君の努力に依るところであつて最も諸君の盡瘁に待つ所でございすれば諸君の責任も亦重且大なりと申さなければなりません

若し夫れ如何なる方法に依て各監獄の經濟を整理し又費用節減の目的を達することが出来るや是は専ら諸君の精密なる研究と周到なる注意に一任するの外はないのである然れども若し苟も機會に遭ふことがございしましたならば諸君の意見も徴するでございませうし、又本大臣よりして訓示を致すこともあらうと考へるが、大體に於ては諸君の御研究に任すより外ないと考へるのであります

之を要するに在監人の減少と監獄費の節減とは刻下の急務である所からして諸君は能く今日時勢の必要に鑑みられて一面行刑の上に一層の適實を圖られ又一面には深く監獄經濟のことに留意致されて而して刑事政策の目的を達せられむことを希望致すのであります

尙は終りに臨んで諸君の注意を求むるのは自ら努め自ら率ゐて以て職務に當らなければならぬことである、凡そ何れの部局に於けるを問はず其下僚をして誠心實意其職務を行はしむるの手段は外にはない、唯だ其上長官たる者が誠心實意を以て自ら率ゐるより外のことはないと考へるのである、固より各監獄に一人の典獄あつて、而して此一人でもつて數百若くは數千の囚徒に日々接觸致して其現狀を視察することは到底得べからざることである、故に諸君の下僚を能く督勵されて見たならば、必ずや諸君自らが罪囚に接する如くに諸君の下僚が罪囚に接するであらうと考へる、如何なる惡徒と雖も固より良心の全滅し終るものではない、常に良心の無いものではない、必ずや時には一點の良心を發揮することがあるであらうと思ふ、此一點の良心發揮するに乘じて之を誘導し倍々道心の全部を發動することになりましたならば必ずや累犯者の減ずることを得るであらうと思ふ、其手段方法は今申す如く専ら看守の任にあることであれば諸君は能く看守を督勵されて誠心實意職務に當らしむ

や森林法違犯の如きは、夏季の農繁の時季だけが少いが、秋季から冬季、春季に於て常に平均に犯されつゝある、之に反して傷害罪の如きは夏季が最も多い、這は言ふまでもなく夏は人の氣が興奮し易き時であるからであらふと思はるゝ、殺人犯も同一關係であつて、夏季が最も多く、春季が之に次ぐのである、贓物罪や警察犯の如きは季節に關係なく常に行はるゝ様である。

右は男女總數に付ての數であるが、其内の女子に於ける状況を擧げて見やう、女子の犯罪總人員は前に述べたる如く九拾八人であつて、其内窃盜は四拾八人である、即ち窃盜は女子の犯罪人の約半數を占めて居つて、男子の比例よりすれば遙に多い、男子の窃盜は男犯罪人の約三分の一であるにも拘はらず女子は約半數を占めて居る、女子の犯罪は季節に差したる關係を有して居らざるかの如くに見ゆる、併し數の上より強て區分して言ふて見れば、窃盜などは寧ろ夏季の方が多、之れは畢竟犯すに易き關係からであらふと思はるゝ、墮胎の如きは秋季が多くて、其次が春季である、放火の如きは男も女も同じことであつて矢張り女も冬季から春季に掛けて行ふのである。

それから犯罪の原因に付て見ると最も多いのが強慾であつて、總數の約四分の一を占めて居る第二が貧困第三が出来心と射倖とで何れも同數、第四が遊蕩、第五が怠惰であるが左に總人員に付て、原因別に之を列擧して見やう

強慾	三八四	強慾	二	遊蕩	一五一
痴情	一五	酒興	三六	酒癖	二四
怠惰	一四一	射倖	一五七	脅迫	五
忿怒	四一	怨恨	二一	貧困	二二三
誘惑	九	虛榮	三〇	跌妬	二
出来心	一五七	生憎ノ不真	一二	刑餘ノ不信用	一五

家財ノ不真	六	賭博	四	強盜	四
就酒	一二	娼樂	二	間食	二
疎虞	一二	常習	六一	其他	四四
合計	一、五六三				

右は男女を通じてあるが、其内女子に付て之れを見れば、女子は出来心に原因するものが最も多數を占めて居る、即ち總人員九拾八人の約三分の一を占めて居る、之れは女性として當然の事であらふと思ふ、第二が強慾である、之れは總人員の約五分の一を占めて居る、其次即ち第三が貧困である、之れは總人員の約六分の一を占めて居る。

男女を通じての數に付て犯罪原因と季節の關係を見れば、強慾に原因するものは秋季が最も多く、冬季は之れに次ぐのである遊蕩に原因するものは夏季が一番少くして、他の季節は殆んど甲乙なしである怠惰に原因するものは季節に何等の關係がないと言ふて宜しい様であつて、殆んど四時平等である、射倖に付ては冬季が最も多數であつて、秋季が之れに次ぎ、夏季は最も少いのである、貧困に原因するものは夏季が最も少くして他の季節は殆んど甲乙なしである、出来心に因るものは秋季が最も多くして冬季が之れに次ぎ春季夏季は少いのである、常習として犯すものに付ては冬季が最も多く春季より冬季にかけて犯罪が多いのは明である、尚ほ以上調査の詳細即ち月別、初犯、累犯の別並に此等男女區分等の詳細は左表に就て見られたい

四十三自八月 滿一年間新受刑者に對する罪質と犯罪季節との關係圖 (長野監獄新受刑者)

犯罪の季節

[illegible]

竊	強	賭博及富	詐欺及恐	橫	贓物に關寸	毀棄及隱	通貨偽	文書有	證券偽	印章偽	偽證、誣告	瀆職	猥褻姦淫及重婚	傷害	罪質	月	日	合
初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累	初累
一八	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一	一	初累
二七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二	二	初累
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三	三	初累
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四	四	初累
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五	五	初累
二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六	六	初累
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七	七	初累
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八	八	初累
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九	九	初累
二一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一〇	一〇	初累
一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一一	一一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一二	一二	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一三	一三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一四	一四	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一五	一五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一六	一六	初累
一七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一七	一七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一八	一八	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	一九	一九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二〇	二〇	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二一	二一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二二	二二	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二三	二三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二四	二四	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二五	二五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二六	二六	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二七	二七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二八	二八	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	二九	二九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三〇	三〇	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三一	三一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三二	三二	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三三	三三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三四	三四	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三五	三五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三六	三六	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三七	三七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三八	三八	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	三九	三九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四〇	四〇	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四一	四一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四二	四二	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四三	四三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四四	四四	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四五	四五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四六	四六	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四七	四七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四八	四八	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	四九	四九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五〇	五〇	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五一	五一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五二	五二	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五三	五三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五四	五四	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五五	五五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五六	五六	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五七	五七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五八	五八	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	五九	五九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六〇	六〇	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六一	六一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六二	六二	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六三	六三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六四	六四	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六五	六五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六六	六六	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六七	六七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六八	六八	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	六九	六九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七〇	七〇	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七一	七一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七二	七二	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七三	七三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七四	七四	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七五	七五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七六	七六	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七七	七七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七八	七八	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	七九	七九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八〇	八〇	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八一	八一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八二	八二	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八三	八三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八四	八四	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八五	八五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八六	八六	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八七	八七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八八	八八	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	八九	八九	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九〇	九〇	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九一	九一	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九二	九二	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九三	九三	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九四	九四	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九五	九五	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九六	九六	初累
一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九七	九七	初累
二二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	初累	九八	九八	初累
一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一							

[illegible][illegible]

四十四年自八月滿一年間新受刑者に對する犯罪原因と犯罪季節との關係調（長野監獄新受刑者四十四年至七月）

[illegible]

合	其	常	疎	
計	他	習	虞	
女男	同同	同同	女男	
九七	11	11	11	
七五	11	11	11	
二九	11	11	11	
七三	11	11	11	
一一	11	11	11	
七九	11	11	11	
二九	11	11	11	
八二	11	11	11	
三二	11	11	11	
五七	11	11	11	
四三	11	11	11	
一六	11	11	11	
五五	11	11	11	
七二	11	11	11	
二九	11	11	11	
七二	11	11	11	
一一	11	11	11	
八二	11	11	11	
六二	11	11	11	
二八	11	11	11	
一九	11	11	11	
三三	11	11	11	
二五	11	11	11	
一三	11	11	11	
四〇	11	11	11	
二六	11	11	11	
七三	11	11	11	
一〇	11	11	11	
五八	11	11	11	
八〇	11	11	11	
五八	11	11	11	
八七	11	11	11	
一〇九	11	11	11	
一四六	11	11	11	

講演

○監獄の改良と監獄協會（監獄協會總會に於て）

名譽會員 久米金彌君 演説

閣下並に諸君、當監獄協會の總會に當りまして特にお招きを蒙りました。此會館の新築を賀し將來の前途を祝福致します。其誠意を致すことを得ますのは私に取りまして誠に名譽のことであります。就きまして何か話をせよといふことをば御請求を受けましたのでございますが、特に當路の諸君監獄のことに通曉せらるゝ専門家の集合せられた場所に出て申上げる智識もない故に其點は頗る躊躇致しまして、實は御辭退を申上げたのでありますが、不幸にしてお許しを得ませぬやうな譯へ其だ卒爾ながら思ひ付きましたことを申上げて幸にそれで責を塞ぐことが出来れば仕合に存じます。

我國の監獄が今日の如き進歩したる状況に至りましたるに就きましては、當路諸君の御盡力のある處と深く感謝致す譯でございませう。監獄費の國庫支辨といふことは既に十數年前に行はれて居ります。續きまして監獄の改築を初めと致し監獄の内部の取扱ひ囚徒の待遇法、規律の程度、衛生の事、萬端之を過去二十年程前に比べて見ますると非常な進歩であるといふことは誰も疑はぬ處であります。又最近には刑法の改正といふこともありましますし、之が又原因となりまして、監獄の改良の上に及ばず處の影響の大なることがあるであらうと考へられます。然るに此日本で監獄の進歩致して参りましたる有様を考へて見ますると何時も此動機は當路者から起る。當路者が研究をせられ、之を發案せられ、之を準備せられて、さうして之を實行するといふことになつて居ります。之が吾々日本國

民と致しまして頗る日本の誇りとすべき點であらうかと考へるのでございます。翻つて西洋の有様を見ますといふと、所謂監獄の暗黒時代なるものは歴史に所謂暗黒時代よりはズント遠くであつたこともありますが、此暗黒時代をも打破りまして近來の開明したる監獄にせる此動機は何人が起したものであるかといふことを見ますと、前申上げた通り日本が誇つて宜しいといふ點が直ちに分るのであります。御承知もござります通り、西洋では監獄の改良と申すことは前々世紀の末、前世紀の初め頃に初めて曙光を現はしたやうな譯であります。而して此曙光をば何人が開いたのであるかといふ處を見ますと、先づ以て最初に監獄に對して改良をしなければならぬといふ其聲を出した人は、一度び監獄に入れられて、監獄に於て有らゆる辛酸を甜め、有らゆる艱苦に遭ふた其人であります。と申すのは、監獄は一種暗い處になつて居る。監獄の内部の状態といふものは世間一般の人には知れ渡らない。或る事柄の爲めに一たび監獄へ投せられた人でありますと内部の事情を能く知つて居る、故に監獄の内部の事情は斯く／＼である、といふことをば社會に出た上に發露しまして、さうして之では相成らぬといふ處の情を一般に起させたといふのが抑も監獄の改良を促した素因であります、それが素因となりまして所謂博愛家なるもの、注意を喚起すに至つた、即ち其博愛家なるものが人道の爲めに監獄といふものは今の有様ではいかぬのである、改良しなければならぬものであるといふことになつたやうに思はれます。英吉利では例の有名な「ジョン・ハワード」でありますとか、其外亞米利加では某何處では誰といふて一々名を申上げる必要はございませぬが、是等は無論監獄改良の上に忘るべからざる人でありますが、此人達も監獄改良の聲をば大きくした其元は何處にあるかと申しますと前に申上げる通り一度び在監者であつた其人であるのでございませぬ。茲を以て見ますといふと前に申上げました通りに日本の監獄が今日迄に進んで参りましたのは、犯罪者であつた人が監獄の内部を見て斯ういふ状態であるから直さなければならぬといふことをいひ振らし、社會に愁訴をし、情苦を訴へる

講

演

を聽いて初めて監獄改良に着手したといふのではないのであります、日本の寧ろ社會からは何も愁訴を聴かぬ、苦情も聞かないにも拘らず上に臨んで居る處の當路の方々が此有様ではいかぬ、斯うしなければならぬといふので着々と此改良をされたやうに思はれるので此點は日本が頗る誇りとするに足ること、思ふのでございませぬ。然るに此西洋での監獄改良事業の發達の模様を見ますと、最前申上げた通り博愛家なるものが初めは主として人道の點からして監獄改良をしなければならぬといふことを唱へ、僅か初めは一人か二人の先覺者の唱道しました結果と致しまして監獄といふものは成程棄てゝは置けぬものである。充分研究しなければならぬものであるといふことになりましてから、有志の者が或は結社を致し協會といふやうなものを拵へた。此協會なるものは多少前後はございませぬけれども、前に申上げた通り前々世紀の末今世紀の初めにボツ／＼と起つて参りまして、それ等が又始終監獄の實況を審査致し又學問の上からして研究を致すなりしてから漸く改正法案なるものを世の中に出して斯うならなければ安全にならぬといふやうな順序にして、此社會を動かし政府を動かして段々と改良を圖つて行つたといふ大體の順序になつて居ります。

さうして此監獄改良に就きまして、先づ眞つ先きに手を着けたのは何れの國であるかと申しますと即ち亞米利加であります。最前申上げた監獄の暗黒時代は大體どういふ状況であつたかと申すと、是は詳しく申上げる必要もありませんが、所謂今日で申す雜居制であつたのであります。雜居制と申すよりは寧ろ唯だ矢鱈に囚人をば容れて置くのでありますから詰込制度といふ方が適當であるかの如き制度であつたのであります。でどうしても此雜居制即ち詰込制度ではいけない、是は分房制にしなければならぬ、獨居制にしなければならぬ。さてそれに就ては何より眞つ先きに監獄の政策といふことをばしなければならぬといふので、是が此監獄改良の實際に行はれます所の第一着手であつたのであります。それ故に亞米利加で眞つ先きに一種の監獄が出來まして、それが即ち分房制を以て出

ないのであります。閑に讀んで見ました所が監獄局長が自分の國の監獄の状態をいろ／＼書きまして、且又歐羅巴諸國の監獄の状態などもザツト書きまして、其中の一節に斯ういふ事があつたやうに記憶致して居るのであります。「我英吉利には見世物監獄はない巨額の費用を投じて輪奐たる建物を拵らへて外來の人に示すが如き怕も記念塔の如き監獄はない。自分の國の監獄は自分は確く信するが嚴正なる規律と善良なる秩序と此二つを以て眞髓として居るのである。故に若し知識ある外人が來て自分の監獄を見たゞ假定すれば、其監獄は大監獄であれ小監獄であれ、又其監獄が長期刑の者を拘禁するにあれ短期刑の者を拘禁するにあれ、何れを見て呉れても、若し其中に一點たりとも稱讃すべき點があるならば、それは我英吉利に於ける總ての監獄に適用する所の稱讃であらうし、若又我監獄にして一の非難すべき點があるとするれば其非難は我監獄全體が受けなければならぬ所の非難である」斯ういふことが其一節に見えて居りました。又其前でありましたかに自分は御承知の通り英吉利は島國であるので、島國といふ關係からして他國の事は餘り眼に入れぬやうな氣風もあるし、又所謂國自慢といふ癖は免かれぬにしても、私の國の監獄が他の國と比べて見ると一番良いやうに思つて居るといふことが書いてありました。私はそれを讀みまして更に又先年事務官が私に見世物監獄がないといふ言葉を思ひ出して、恰も是は平生局長がさういふ事を口にして居るものであるから事務官もそれを引受けて私に申したのであらうといふ感じを持つと同時に、私も聊か英吉利の監獄を觀まして不思議に思ひましたのは、監獄の建物を見ましても所謂廣大とか壯大とかいふ感念は無論起りませぬ。又内部を見ましても取止めて何所に特徴があるかチョツト眼に這入らないやうに見へました。今の監獄局長の報告書にしましても議院の公書たるべきものにお國自慢を書き、又どの國は斯うだあの國はどうだとは書いてありませぬ。恰も歐羅巴の大陸諸國のは外に置いて居る。多數ある監獄の中の僅かに一二を記録して自國の監獄の能く整ふて居るのを誇りとするのを憚らないが如き調子を以て書いて

居るのであります。英吉利人の自信力の強いのに私共感服すると同時に尙ほ其大膽なるに聊か驚いたのであります。併なから英吉利人の眞相であらうかと深く感じたのであります。

そこで此やうに監獄が進んで居るものでありますから、英吉利で最前申上げました「ペントングイル」監獄を拵らへましたのが僅か千八百四十二年で今から六十九年前であります。其「ペントングイル」一つの模範監獄を拵る時分には英吉利の監獄は地方費支辨の時代であつたのであります。地方費支辨時代でありましたから、政府の方から統一した監獄の制度を布く譯には参りませぬから詰り間接に奨勵する意味を以て「ペントングイル」に一つの模範監獄を拵らへたのであります。故に其模範といふことが能く其字義に當つて居るのであります。政府が一つの模範を拵らへて其型に倣つて各地方々々に立派の監獄といふと語弊がありませうが、兎に角分房的の建築を爲すことが出来るやうといふことにしたので地方に次第に出來たのでありますが、其後三十何年致しまして、千八百七十七年に國庫支辨に致したのでありますから、唯今では國の下に統一せられて居るのであります。故に監獄が型から申しましても取扱から申しましても何所へ行つても一律です。依つて英吉利には模範監獄なるものはないのであります。模範監獄といふ言葉はよい言葉であつて、之れを惡くいへば見世物監獄はないのである。若し模範といへば何れの監獄も模範である。大きいとか小さいとかいふ差はある。又内に居る人間が男であるとか女であるとかいふ差があるだけで、是等を統御する主義に至つては一貫して居ります。何れも模範である。言換へれば皆同じであるから模範はないといふことになる。英吉利の監獄が一番進歩して居る所は即ち其所にあるのであります。一國の内に模範たる監獄が一つ二つありて、他の監獄がそれに倣つてどうやらそれに追つ付けるか追つ付けぬか位の所であるとせだ／＼監獄は進歩したとは申せぬのであります。

是に付けて私が思ひ出すことがありますのは二十年ほど前のことでありますが、當時私は内務省に

居りましたが、其頃は此監獄事務が内務省に主管されて居つたのであります。其頃東京府下で最近に出来た監獄は小菅の監獄より外にはなかつたのであります。其當時外國人などが日本の監獄を見せて呉れといふて来ると當局の人はどーも石川島や其他を見せると工合が悪い。小菅は煉瓦造でもあるし最近の新築であるから彼所を見せるがよいといふことで取も直さず其頃は小菅が今申す英吉利人の言葉で籍りますと一つの見世物監獄になつて居つたのであります。然るに其後東京府下で申しましたも、東京府の力で巢鴨に監獄を造り又續いては鍛冶橋監獄を市ヶ谷に移すとか、又市谷監獄も現に建築中である、斯様な譯で曾て小菅監獄が模範であつたのが、段々他のものが改築が出来た結果として、段々模範の性質を失つて行くやうな形になる、是が一面から申すと頗る進歩と申さなければならぬのであります。故に此二十年程前の監獄の建築といふことに就て思ひ起して見ましたも既に東京府下では建築の關係に於ては模範たる物はなくなつて仕舞つて何れも模範であるといふ場合になつたと致せば是は餘ほどの進歩と申しても宜しい。是が又日本全國の監獄に及びましたならば日本の監獄は餘ほどの進歩であらうと思ひます。勿論斯く申したからと申して、唯だ改築が出来さへすればそれで進歩と申す意味では決してないのであります。飽くまでも最前の英吉利の監獄局長が報告書の中に申した言葉をば私は眞理なりと考へて居るのでありますから唯だ改築が出来ればそれで宜しいといふのではありませぬが、日本で此所の監獄が宜い、何所の監獄が宜いといふてさういふ物が一つ二つある間はまだ／＼監獄は進歩したとは申されぬのであらうと思ひます。併し呉れ々々も申しますが、改築さへ出来ればそれでよいといふのではありませぬ、又改築の事に就ては大分地方の當局者も御苦心の御模様でありまして年々相當の金を使つて今現に改築をして居られるものもあると承りますが、それはそれと致しまして、兎に角此日本で何所の監獄はよいといつて取出される方は大變名譽かも存じませぬが、願くは土地の奈何を問はず何れも同じやうに發達をすることを希望致す譯であります。

少しくお話が改築の方へ這入過ぎましたが、一體監獄の事業と申すものは、今日は國家的の事業である、何んでもない、國家的の事業であると同時に世界的の事業になつて居る。此世界的になります其前は何んであるかといへば申すまでもない國際的のものであつて、國際的が一步進んで世界的の事業になつたのであります。然らば國際的には何時頃から此監獄改良事業がなつたかといへば、是は今から六七十年前に業に己に國際的になつて居るのであります。儘か千八百四十五年と思ひますが、初めて國際的の監獄會議が「フランクフルト」で開かれたのであります。是が監獄改良の事業をば國際的にする發端であります。而して其前まで監獄改良といふ事は先づ一國々々の國の事業に止つて居つたのであります。然るに其年に「フランクフルト」に初めて各國の委員が寄りましていろ／＼監獄の事に就て評議を致した。それが今日までも續いて現に昨年も華盛頓で會議が開かれて、此席に居られる眞本監獄事務官なども政府を代表して列席されて居るのであります。今から三十三年前に既に日本では國際のお仲間入を監獄の關係に於てはしたことになるのであります。千八百七十八年に「ストックホルム」で會議のありました時に日本から直接の代表者は參つて居りませぬが、時の大久保内務卿大木司法卿の名を以て監獄に就ての詳細なる報告をして居られるのであります。

そこで日本の如き斯ういふ新進の國に於きましては誠には是は已むを得ぬし又必要な事ではあります。日本は日本の監獄改良の運動から申しますと、聊か順序を顛倒して居るやうに思ふのであります。既に明治十一年に日本では此監獄事業を以て國際的即ち世界的のものなりと認めて其會に賛同して居る。然るに明治十一年頃はどうであつたかと申しますと、監獄といふものはまだ／＼殆ど國家的の事業ともなつて居なかつたやうに思はれます。勿論國家的といふと政府が取扱はないかといふと無論さうではない。政府が監獄事務を管掌するに違ひありませぬが、強いて言葉を使へば官廳的といふことは

へるか知れませぬが、まだ一國家的事業になつて居らなかつたやうに思はれます。

そこで又之れを外國と對照して見ますと、外國では最初申上げましたやうに、初めは篤志の博愛家、或は篤志の法律家、思想家、社會改良家といふやうな人達が寄集りまして、さうして監獄の改良の事を頻りに圖つた。其結果が即ち響を以つて事業が段々國家的になつて來たといふ形になつて居る。日本のは官廳が何事も先へ手を着けて居る。西洋では先以て有志の人々が寄合つて一つの協會といふやうなものを拵らへて、此協會に就きましては今でも各國に有名な協會が段々にあります。佛蘭西にも監獄協會として頗る有力なものがある。而も此監獄協會といふのは唯だ内國的の仕事をして居るかといふと、さうではない、世界的に頗る活動して居るのであります。それは「ンサイチャーセテラル、デブリゾン」と申しまして、此監獄協會はどういふ働をして居るか、其詳しい事は無論専門の方々のお居での所であるので御承知でありませうから深くは申しませぬが、唯だ國內的に働くばかりではない、世界的に働いて居る。又英吉利に致しても監獄改良の爲に盡して居る協會は段々あります。就中「ハワード」協會などは熱心に働いて居ります。其外亞米利加へ参りまして何れの國へ参りましても監獄の爲めに盡す所の知識の寄集りが多々出來て居る譯で、而も此寄集りが實に内國的に改良進歩を促すばかりではない、世界的に改良進歩を促して居るやうな形になつて居るのであります。

然るに又更に我邦の方を見ますと、最前申上げました通りに三十三年前に既に政府は此監獄の事を國際的に見て居るが、民間の方には何等ソナ思想がないと申すより外なからうと思ふのは、先づ第一に監獄の研究あり監獄の改良を圖らうではないかといふ其組織すら出來て居ない。最前御報告のありました通り、此監獄協會の出來ましたのが二十四年前であるといふお話である。既に日本は明治十一年に此監獄事業を國際的に見て居るに拘らず、内地の側の研究をするなり活動をするといふ機關は九年後になつて漸く出來たといふやうな形になつて居る。併し此監獄協會は二十四年の星霜を經

て居りまして、其間にせられた事業が多々ありますことも、最前のお話の中にも既に見へて居つて、或は監獄官練習所を設けたとかいふありましたので、随分能く監獄の爲に御盡力下されて居ることと考へます。故に此協會の監獄改良の爲に貢獻せられた所は過去に於て多大のものがあると自分は信するのでありますが、更に一層進んで此監獄協會の内部をチョット拜見致しますと、多くは當局者諸君の御寄合になつて居る。勿論それ以外の人も段々這入つて居りますし、私如き者も此協會の一員たるを汚して居る譯でありますが、併ながらまだ一世の中の有力者であつて這入つても宜からうと思ふ人で此協會に這入つて居らぬといふやうな姿になつて居る。勿論最前の御報告で見ますと會員募集が必要であるからといふので、今後種々の方面からしていろ／＼の知識を寄集められるとは信するのでありますが、兎に角唯今の模様を拜見致しますと最前申上げたのは聊か極端に過ぎた言葉かも知れませぬが當局者のお寄合に外ならぬかのやうにも見へる。最前申した通り官廳的といふ言葉は或意味に於ては適用の出來る今日の有様であらうかと思ひます。果して此原因は何れにありますが、勿論此廣い日本中には監獄改良に就きまして熱心に研究して居る人、熱心に力を盡さうとする人は多々あらうと思ひますが、まだ其人達が結合して、さうして此監獄改良を圖らうではないかといふまでに進んで居らぬと見なければならぬのであります。是が誠に私共遺憾に存するのであります。一つには最前申上げました通り此監獄といふものは其紀律の上から致しても無論市中には置く譯に参りませぬから、成るべく人家に離れた所に置かれるのは當然である。それ故に自然の目に觸れない。況んや監獄には高い塙を周らしてありまして、此塙は監獄の在監人の紀律を保つと同時に社會の公安を保つ爲めであつて、此塙が社會の一般の人の眼を遮る一つの牆壁になつて居るのであります。故に願くは此日本の監獄をば眞に改良して参らうと致すには今少し監獄の事をば世の中に知らせる御工風を願ひたいのであります。而して差當り此御工風は當局者に願ひたい、殊に此監

獄協會の方々に願ひたいのであります。先以て監獄の實情を知らせ監獄といふものはどうあるか、又どうなさなければならぬかといふことに就きまして一般の人の注意を惹きましたならば、餘ほど又監獄の改良が促されて早めて参りはせぬかといふのが私共の考であります。で從來此監獄の業に己に收めた所の監獄改良の功は主として當局の方々の荷はるべき名譽であらうと思ひますが、今後は一面に於ては今少し監獄に關する所の仕事をば單り當路者の仕事ではない、即ち國民全體の仕事であつて、而して國民全體は實に内國的に監獄を改良するばかりではない、世界の監獄改良の趨勢に對してそれを指導して行くといふだけのことになるやうに希望致すのであります。過去に於きまして當路の方々の收められた功に對する其名譽の大なることは頗る大でありまして、願くはそれと同じ大さの名譽をば將來官といはず民といはず兩方で荷つて行くことの出来るやうになりまして、我監獄の面目は頗る變つて参るのではあるまいかと思ふのであります。誰も口にいふことで日本は既に一等國に這入つたのであるといふ。一等國といふことはどういふことであるか私共にも能く分りませぬ。併ながら若し一等國といふのは此世界の大事をば左右するに足る、其左右するに就ての發言權を得るものが一等國の資格であるとするれば、願くは此監獄改良の上に於きまして日本が世界の監獄の改良を導き、其大勢を造り成すことに相成りたいと思ふのであります。先刻申し上げました通り各國にいろ／＼此監獄改良を目的とした會合がありまして、其會合の活動振りなどは内國的にも働いて居れば又國際的にも働いて居るといふ、其狀況に顧みまして、願くは當局監獄協會に於きまして今一層此兩方面に就て活動せられむことを希望致す譯でございます。甚だ失禮なことを申し上げまして何等纏つたことはございませぬが、今日の此盛大なる總會に臨みまして、私も誠に喜びに堪へませぬ。深く前途の祝福を申し上げますと同時に唯今の粗末な希望を一言申上げて置きます (拍手)

寄

書

○局外より見たる監獄醫

寄

在大森 山 本 生

監獄法か監獄醫に要求する所の職分は之を概言すれば疾病の治療及び豫防にあり各監獄の監獄醫は各自其の技の長する所により診断治療を行ひつゝ、一方に於ては之等の疾病を未發に防かんが爲め其の方法を講求しつゝあるべし、其の執務方法に至りては人各々異なれり衆目を曳きつゝ其の職に忠なるあり、或は孜々として働き恰も働かざるもの、如くにして働く者あり一は華にして陽、一は澁にして陰なり、然れども其職に忠なるの點は敢て異なる所あるべからず、吾人は華なるが故に其働を是とし、陰澁なる働き振りなるが爲に其職に忠ならずと云ふを得ず、世には浮薄の徒あり、往々にして職の華なるを喜び、強ひて其言行の世を驚かさんと欲する者あり、又憐む可きにあらずや。

現代の監獄醫は多くは華やかならざる状態に於て孜々として働くものなり、然れども執務の状態を窺ふに多くは治療醫なり、監獄元より此の種の醫師を必要とす、然れども一面には豫防醫の必要あり例へば車の兩輪の如し、其の一を以て未だ車を進め能はざるに等し、幾多の辛酸と勞苦とは或は一輪を以てしても猶車を馳するを得ん、然れども未だ以て兩輪の快を得る能はざるなり、更に翻て思ふに現代の監獄は果して豫防上の事項を講求し得べき程の者なりや否や。

吾人は不幸にして其の甚だ困難にして時に或は不可能なるべきを思ふものなり、試みに監獄の醫務室に入り其の機械棚を見其の書架を窺はんか其所に存する機械は多くは治療上の器なり、其所に存す

書

る書類も亦治療上の書籍なり、更に歩を轉して其の内に働きつゝある監獄醫の狀態を見んか多くは診療なり、未だ研究室の設備ありて監獄衛生上の講究を行ふに適する諸機械を有し其所に於て監獄衛生の開發を試むる監獄を視ず、但し之れあらん吾人未だ之を視ざるのみ、如斯なるを以て若し法令が要求する所を充たさんには更に進んで講究の途を設置せざるべからず、然れども猶吾人をして云はしむれば監獄醫は現在に於て専ら診療に従事するにせよ其の診療上に於ける研讀あるべきなり、例へば肺結核に對する監獄の處置方法の如き、其の診療を如何にすべきか、現代の監獄の死亡率は結核の死亡率と一致すること、常人に於けるより更に甚し故を以て結核の死亡を減する法あらば監獄に於ける死亡率は俄かに減少すべきなり。

彼の英國監獄にては在監者一千人に對する結核の死亡率は「15」に過ぎずと云ふにあらずや、故を以て我國の監獄に於ては診療上の問題尙多しと云ふべし、又社會に於ける醫術の進運は許す限り之を監獄に應用すべきは勿論なり、監獄として許し得る範圍に於ける極致に達せんと勉むるは各監獄醫の義務なりと云ふべし。

而して各監獄に於ける研究の結果は之を他の監獄に報し依て以て相互の進歩を圖る可きは其正に行ふべく又吾人醫務以外に立つ者の希望して止まざる所なり、然れども此等報告が本誌上に上る少なきを嘆せざるを得ず、原來醫師及び教誨師の職分は華ならず、又華なるを好まざるの觀あり。

然れども人を利し世を幸するの事柄は之を私して公にせずんば不徳となすなきを得んや、予は嘗て監獄協會雜誌なるものを人に示されし以來月毎に刊行せらるゝ本誌は吾人が享樂の具となれり、而して先般三山隱士は監獄醫の待遇を厚ふべきを痛論せり、吾人も亦其論の出づる所を了する者なり、然るに前月の本誌は、金澤貧樂生によりて「左程待遇を厚ふべき者にあらず」と云へるを見る、聊か解す能はざる所のものあり、思ふに本誌は毎號の「監獄衛生雜感」により一方面を賑はせ、一面新智識

の啓發に資するを得るを以て吾人は大に其記事喜び其の著者の勞を多とするものなり、然れども記述する所多くは抄録の轉載にして事實聞に屬するものあるを遺憾とす、猶ほ時として賤學未だ見聞せざる所の記事ありと雖も出所を明記せざるが故に其の原著を知るに由なし、如斯き憾は讀者の多くか受くる恨事なるべし、願くは抄録は原著を明記し轉載記事は其書名雜誌名を掲げられん事を。

故に前號の監獄醫に關する記事も亦他の雜誌に記載せし所の者を轉載せしものなるや否や吾人は之を知らずと雖も默過し能はざる所の者あり、乞ふ少しく贅言を附せしめよ。

監獄醫其物が位置高かるべき性質のものに非らず」とは何を以て指し得べきか職業の神聖を論ずるは今更に要なし、吾人潜に怪む貧樂生は何故にしかく低き位置の職を求めたるかを又此所に新たなる智識を得たり、何ぞや他なし監獄醫の如きは醫學者中の最下の地位として眺むべき者に他ならずとの言是れなり、吾人は監獄を請ふて其の醫務所に入るや相當の尊敬を醫師諸君に向つて拂へり、然れども其拂ひし尊敬に値せざる諸君なりしとは今にして初めて之を聞きたるなり、醫者中最下の位置を有する醫師を以て満足せざる可らざる因人の不幸大同情に値する者と云ふへきなり、又曰く警察醫が比較的好遇を得て監獄醫の上位を占むるに至るも亦止むを得ざるなりと。

記者は收入の多寡を以て之の言をなすか、或は又一は比較的世と接し、一は世に隠れたる職分なるが爲めに其言をなすか、若し收入を以て之の言をなすとせば吾人は記者の論點の何れに存するやを怪しむ、若し其の職分上の華、不華、或は陰陽の差あるを以て之の言をなしたりとせば、街頭に藥を賣る者の如何に世に現はるゝかを特筆せざるを得ざるなり、次に曰く、普國監獄醫は囑托醫なり、日本監獄醫は專務醫にして猶振はずと云ふ、悲ひ哉、我が日本の監獄は未だ醫師を要せざる迄に進歩せざるなり、其の專務なると囑托なるとの間には大なる差違存する如くにして、其の實に於ては相去る遠からず、未だ俄に醫師の名義のみを以て高下を論すべからざるなり、我が日本の專務監獄醫の振はさ

るを嘆するは已を得ざるものあるを了するが故に嘆は嘆なりと雖も亦以て一道の光明なきにしもあら
ず、然れども一般司獄官に人物を得ずと云ふに至りては吾人が一縷の望みも遂に闇や裡に葬り去られ
たるの感なくんばあらず。

嗚呼日本の監獄は司獄官に人物なく、監獄醫は醫師中の最下の者なるを知らば世に日本の囚徒程不
幸なる者あるなし、吾人が望みし監獄に向つての希望は去れり、吾人が望みし行刑の目的を達せん事
難し嘆すべき哉。

○監獄醫の地位人物に就て石崎氏に申す

覆面小僧

足下——未だ一面識の榮を得ずと雖もその芳名に接するや久し本誌毎號の紙上には豊富なる學殖と
明快なる卓説とを網羅せる抄録を掲載せられ斯道後進の輩には裨益すること亦た多く正に一大燈明た
るを疑はない殊に前號(二五八)監獄醫云々に關しては剴切なる論評これ皆斯界の消息を道破せるもの
にしてその適實剴切なる一句直ちに仁核に達するの感がある流石斯界の明星として自任しその責任を
自負せるの足下が多年の研鑽攻取に職由せる名論實に頂門の一針と云はねはならぬ此の如きは足下が
ひとり監獄界の發展上のみならず引いては國家の消長に關する衛生業績に對し誠實眞摯なる精神を表
示するものにしてその意氣の旺盛なるに敬服すると同時に又其業の徒爾に非らざることを想ふ

憶ふに當今醫學の進歩は浸々乎として止る所を知らざる勢なるに拘はらず茲に監獄衛生のみ不振の
形勢あるはこれ頗る嘆息あるの所以で實に慨嘆せざるを得ない若し衛生行政に於ても其施設を完備せ
しめ以てその改善發達を圖らば又功業事蹟も實に後昆に垂るべきものありと信する然れども衛生の事

業たる社會之れを實行することの易からざるを叫ぶ現んや文明普及の低度なる而も社會の秩序を紊し
反社會的行爲者の集團せる監獄に於ておや彼等の多くは常識己に潤濁し思想正に腐朽して公德の那邊
に存するものたるを辨へず衛生の如何なるものかを識らず千言萬語唾夜渴するの訓誨も敢て針頭の反
應すらあるなしさりとて嚴律なる立法の下に支配せらるることなれば偶々細密の點に於ても方略を行
ふに當り時に行刑の趣旨に悖ることなきを保しかたし之れ理想を遂行しかたき所以なるべく經費の顧
慮も亦たその一因に坐するや事實の證明する所にして這箇の真相は足下の明知せらるゝ如くである
然りと雖も當局に於ては大に時勢に鑑み夙に衛生制度の改進に注目し今やその開發策に盡瘁してあ
るは斯界の公認する所亦た天下の周知する事である故にその完備を豫期する秋の遠からざるを思ふ唯
吾人は誠實事によく應じ心力職によく竭さは立法の本旨たる受刑者の健康を保持して幸福を増進し以
て行刑の効果を確實ならしむるを得自ら業績の見るべきものある事を期待するのである

然るに足下監獄醫を總評して恰も今更珍奇なる現象を發見せるかの如くにその地位を一般醫學者に
比較して最下等とし而してその性質を冷評しその無能を痛罵し以て衛生業績の擧らざるの責めをこれ
に歸して待遇を厚ふすへきものにあらすと特筆して世人に無能力者の集合なりと紹介し其輿論に訴ふ
るが如きは實に一見その意思の因りて來る所を怪み再見その奇抜なる論據に驚かざるを得ない然り而
して足下の醫師の地位と云ふは法醫學上の所説に則りしか將た又博士學士を以て學者の標準とし比較
せしか否やは知るを得ざるも地位上の問題は社會の既に是認する所にして足下の批評は正鵠を得てを
るされとも監獄醫なりとて醫學社會の構成上必要なる成立分子にして社會の趨勢は種々なる階級を要
求するに因りて存す假令は物に長短上下の存するが如くである蓋し醫の本領たるや普通一般を通せる
醫師と同一の性能を有し唯稍々職分を異にするのみ又足下の好人物を得ずとする所以は全く現今の制
度が致すところ若しも一の統括機關を特設して衛生行政の主宰たらしめこれに衛生及醫事を監督せ

しめ監獄の職責に對し一定の針路を示さは適材の選擇好人物の蒐集整然として具はらんは必然である。憶ふ斯る機關整頓するやその組成的產物として當然諸種業績の擧るは疑を容れぬ事にしてその機關具はれる他の制度に徴しても明である然るときは足下の所謂物數奇にして衛生學及び犯罪心理學の研究を得れば利益甚しと言ふの必要もなきに至る但し今日に於ても既に學理的或は實際の方面に興味を有し研究に熱心なるの士も尠からざるを見聞する唯足下の如く紙上に抄録を掲載せずとて直ちに之れを以て不得要領主義のみ多しと斷定するはあまりに早計に失するものではあるまいか足下頻りに好人物の欠乏を嘆ずるかこれ現時の制度に於て組成充分ならざるに基因するものにしてより以上要求せんとするは恰も渴鹿遙煙を追ふの愚に等しいのである足下は事の來因を追窮せずして徒らに監獄の價值を卑下し以て公平なる眼識の見解なりと自任してをる而も何等證據を前提せずと雖も將に當局に於て解決せられんとする待遇上の問題に對し宛然たる破壊主義を意味するものである足下をれ春秋正に高くして思慮圖彙に近く頭腦明晰なりと聞くもてゝに於てか常識を逸するの觀がある乳臭黃口の余等論義の解釋に苦しみ足下の教示を乞はんとし敢て赤裸々たる妄言を陳ふ雅量寛大なる足下乞ふてを諒せられんことを

○第三期監獄官練習生諸君と親しむ

土佐 第二期 江村生

第三期監獄官練習生諸君益御健康にて御勉學の事邦家の爲め大慶に堪へず。余は土佐の避隅に在て諸君の東都に學を研磨せらるゝを思ひ秋宵机上に向て轉た愉快に堪へざるなり。此の愉快は吾人に勇氣と活發を興へしむ。余も亦た昨年第二期の練習生を被命諸君が今日の境遇と同一の過程を有す。故

に茲に思ふ所を叙し第二期練習生諸君と親しまんとす。

抑も社會の事業を爲す其の目的に従ふて最善の方法を擇はんとす。即ち如何にせば其の目的を達することを得るや。否や。是れ事業を營む大前提たる覺悟なり。吾人の事業も亦等し。而して監獄事業を完成せんとするは至難中の至難なり。斯る至難の事業に向つて如何にせば目的を達することを得るや。少なくとも全目的に及達する能はずとするも如何にせば比較的其の効果を奏することを得るや。即ち最善の方法如何。思ふに物質的設備の充實。人格的職員の養成に歸せざるへからず。元より刑事政策の根本に逆り研究するときは種々なる方法の存すべし。然れども吾人當面の方法は以上の二者に屬するものなりと信ず。前者は即ち監獄の建築諸器具の整理等主として經濟上の關係を有し。後者は是れ等を活用する監獄職員なり。前者は措て言わず。後者は吾人の日常頭上に懸れる大責任なればなり。吾人は寸時此の念頭を去らず。

監獄事業の完否に因て其の國文明の程度を卜すとは既に聽きたる辭令なり。此の意味に於て監獄は文明の事業たるを證す。然り。文明の事業たる以上は其の施設方針必ずや學問の力に依らざるべからず。必ず科學的ならざるべからず。學問に廣く知を求め實務に熟達し以て事業の完成を期すべしとは何人も口にする言なりと雖も學問に依りて得たる智識と經驗に依りて得たる智識を調和せんとするに至りては存外意の如くならざるを常とす。思ふに吾人實務者の知識に二つの方面あるを認む。一は秩序的に直接に専ら知識を得たる者。一は長時間の經驗により専ら各場合の實際に遭遇して知識を得たる者は是れなり。前者は知識發動の狀態に於て演繹的となり。後者は歸納的となる。其の孰れに偏して正確進歩を得るやは茲に斷言する能はずと雖前者は形式的に統一を保ち易く後者は知識の斷片的なる嫌あり。

抑も純然たる論理上の意味に於ける演繹論理は一の原理又は學說を基として各場合を推論するにあ

り。既に統一せられたる知識を以て形式的に推論するものなり故に金科玉條たるものを前提とす。歸納論理は個々の事實経験を統一して是れ等に通貫する原理原則を設定するものなり。歸納論理の前提は萬有統一因果連鎖等の觀念なり。即ち事物は必ず系統的に因果の關係を有するものなりとの觀念を必要とす。是れ等の觀念を有せざれば統一せる原理を發見する能はざればなり。是れ等の意味より吾人實務者の二方面を論評するときは前者は形式論に走り事實と附合し難き場合。即ち推論せらるゝ具體的對象の特質を十分に知得せずして下したる斷定の早計たる嫌あり。又は突飛なる意見を惹起する嫌あり。後者は多くの場合に於て歸納論理に必要な統一を缺き事業の進歩發達を促進し難く又は斷定に於て誤るの嫌あり。要するに此の二面に精通し始めて其の完全を期することを得へし。故に吾人が學問を爲す。事物を研究する。周到の注意一言一句必ず解決を與へざるべからず。或る眼前利害の存するを以て疑惑の問題をして機械的に思慮を與ふる如きは學問の本旨に違ふものなりと信ず。若し是れ等の精神を缺くときは統一せる知識は得る能はずして得る處斷片的知識に過ぎず。學問を咀嚼するとは統一せる知識を得るの謂に外ならざるなり。

余は學問と實際に就き考慮すること度々なり試みに適例を擧て説明せんか。友人に測候所に奉仕する者あり。氣象を豫報するの任に當る。其の收得する處の學問は氣象學のみならず數學上の知識に至りては其の奥に達せり。而して其の豫報は屢々誤ることあり。素より漠々たる大空一定の物理を有すと雖時々變化ある氣象に於ては十發十中を期する能はずとするも學問の順序として一定の結論は正に事實と等しからざるべからず。然るに何ぞ其の誤まれるや。之を詰れば多少の説明を有す。余元より其の知識に乏しと雖其の言を聞く片々たる一角の觀念推理に止まり綜合統一したる知識に乏しにきに因らさんばあらず是れ吾人が學問をなす上に於て一考の價なしとせず。所謂統一せる知識は人格の要素にして人格の價值亦た之れに影響する大なり。吾人にして是等の知識豊富なりとせんか事物に接する毎に

必ず事理に通ず。事理に通ずれば所謂正義の觀念を生ず。正義の觀念の發するや。勇壯となり。勤勉となり。熱心となり。仁愛となる。孟子が浩然の氣亦た此の意味に類すべし。老子は慈なるが故に勇を生じ吾人は正義あるが故に勇を生ず。正義の前には何等敵なく天下何れに處するも成らざることなし。歷史上盛衰の支配此の意味より生ず。要するに學問は統一せる知識を得るによりて價値の存するものなり。片々たる知識に基て事を處するは生兵法と等しかるべし。統一したる知識に於て始めて各場合に應用せられ而して誤ること少なし。

諸君は爾來豊富なる思想に加ふるに新たなる知識を以てし而して實地に調和せらるゝに於ては所謂最善の方法にして斯道の目的を達することを得へけん。余は交通不便の地に在つて諸君と接するを得ずと雖遠く諸君の學に在るを思ふ欣喜禁する能はず。不學を觀みず諸君と親む所以なり。終りに諸君の健康を祈る。

○秋季祭禮と賭博犯者に就て

岡山 藤井 檀 窓

我が岡山縣下に於ける賭博犯者の多きことは今更喋々を要せずして瞭かなり殊に秋季祭禮時に在りては尙は一層甚しきものあり

蓋し秋正に關にして都鄙到處の神社は皆その祭典を執行せざるはなし思ふに秋季の祭禮は年中行事の中に在りて最も重きを爲せるものにして老となく幼となくその業を休み相娛まざるは莫し殊に農村の如き平素娛樂の機關無く晨に星を戴いて出て夕に月を踏で歸り營々孜々としてただ勞働に服する者はこの秋季祭禮を以て唯一の娛樂を得へき日なりとし太平を謠ふまことに嶄々如として昇代の民た

依是見之偶然其數位を生むものに非らず今假りに該表下部小計の十位以上の數に就て之を説明せん平吉備郡の二十六人は牛市及地藏市あり岡山市の二十人は市の擴張に原因し兒島郡の十九人は漁業者の潮待又は舟着の便あるが爲なり亞に淺口郡の十二人も兒島郡の狀況に同じ而して阿哲郡の十一人は有名なる牛市あり小田郡の十六人は子位庄及管生村の特種民部落あり上道郡の十五人は西大寺の觀音院のある所にして古來天下に名たる觀音院會陽と賭博犯者の因縁淺からざるに由るべし、因に會陽に就ては後日禿筆を弄して卑見を述べんと欲す要するに土地の歴史及事情が犯罪者に關係ありとすれば犯罪地理研究の必要も亦故なきに非ざるを信す

計	上岡赤川阿眞久御和	房山磐上哲庭米津氣	郡市郡郡郡郡郡郡
二九	一	一	一
計	上岡赤川阿眞久御和	房山磐上哲庭米津氣	郡市郡郡郡郡郡郡
九〇	三	四	一
計	上岡赤川阿眞久御和	房山磐上哲庭米津氣	郡市郡郡郡郡郡郡
五〇	四	六	二
合計一六九	七	二〇	三

るに負かすと謂ふべきなり然れども青年男女の群集し且つ惡戯に耽り又は風教を害する振舞ありとせば慎重に其の防止の方法を案し道學的定規を以て律せずんばあらず古來の良風美德を破壊し併せて地方良民の娛樂機關を奪ひ去るか如き事なく和氣霽々の間に在りて一日を樂ましむるの計を爲さるべからず即ち神社の祭典を執行するに方りて敬神の念を向上せしむるに在り敬神の念を發揮せしむるは祖先を崇拜せしむる所以にして百行之に依つて養はるへければなり然り而して彼の賭博常業者は更に此機を利用し青年者を誘ひ中年者を説き老年者を勤め以て彼れが圈内に陥れ囊中を満さんと欲し諸有手段を弄し一部の良民社會を攪亂し共に入監するに至る嘆すへき哉乃ち當監獄に於ける秋季祭典時年次十月十一月の兩月賭博入監者に付き調査したる過去三年間の比較表を以て祭典時と賭博の關係深きを證明するを得んか

三ヶ年比較表

手同	自明治四十一年十一月	至同	自明治四十二年十一月	至同	自明治四十三年十一月	小計
犯罪地	入監人員	犯罪地	入監人員	犯罪地	入監人員	
上淺口道	七	上淺口道	六	上淺口道	二	一五
兒島郡	四	兒島郡	一〇	兒島郡	一六	一二
吉備郡	三	吉備郡	五	吉備郡	七	一九
邑久備郡	三	邑久備郡	一六	邑久備郡	一七	二八
小後月田郡	一	小後月田郡	二	小後月田郡	三	五六
合計	一三	合計	三一	合計	二二	六七

監獄衛生

○京城監獄永登浦分監に發生せる脚氣調査報告

醫學博士 志賀 潔
醫學士 古瀬 安俊抄

著者(志賀博士)は細菌學雜誌第百九十二號に於て同監獄内に爆發發生をなしたる脚氣に關し精密なる調査をなし脚氣が傳染病として認むべからざるを論ぜり

著者は先づ脚氣發生の狀況を報じて曰く「本年四月下旬永登浦分監内に一名の脚氣患者を發生し五月に入り漸く増加して十三名となり六月に至り益々猖獗を極め八十三名の患者を發生するに至り總計九十七名となり因徒總數人員の約三十五%を算す」而して「初め腸胃カタルと思惟せしが漸く脚氣に注意し六月十日より休役者に運動を課し又營養に注意し六月十八日京城監獄本部より醫員の出張を受け診斷を確定したり翌十九日の發生患者を最終とし以來患者の發生全く終熄せりと謂ふ」次に脚氣發生後の處置を報じて曰く

- (一) 運動、六月十日より一日四十分づゝ柔軟體操及び徒歩運動を行はしめたり之れ患者は多く不就役者に發生したるを以てなり其の他の患者及び衰弱者は日光浴をとらしめたり
 - (二) 消毒、六月十日井戸水を汲み換へ下水を疏通し六月二十二日監房全部を石炭酸にて洗滌消毒し一日間開放して乾燥せしめたり又床下をも開放して乾燥を計れり
 - (三) 食物、六月十五日は麥を改め引割麥とせり六月二十四日純白米を改め稍々玄米とせり又患者及び健康者にも務めて鶏卵及豆乳を與へ後豆乳を牛乳に代へたり
- 汁及び煮物中の肝油は五月以降朝夕二回なりしを六月十五日より一日一回に減じ更に同十九日

り全廢せり

(四) 飲料水、從來毎食後煮沸水一椀(一合五勺余)づゝを與へ夏時は其外三人に茶碗一杯(約一升)を與へしも猶ほ且洗面水を飲むの恐れあるを以て五月卅一日より之に鹽酸(約〇、五%)を加へて與へたり六月十八日より鹽酸加入を廢し飲料として毎食事後に給するものゝ外不就役者に一日五合就役者に八合の煮沸水を與へ且つ洗面水に至るまで煮沸水を給せり、

次に著者は脚氣の傳染病と認むべき事實あり中に就て調査を行へり而して既往三ヶ年の脚氣患者を調べ其少數なるにも係らず本年爆發的に發生せし原因如何又同監獄に於ける赤痢腸チフスの甚だ少くして獨り脚氣のみ爆發せしは如何即ち脚氣を一旦經過せしものが所謂病原體保有者となりて終に本年爆發の源を爲せしにはあらずやとの考を起せしなり依て前年の脚氣患者五名を検したれども病原體保有者と認むべき確證を得ざりき之に加ふるに反對の事實あり即ち全く男囚と交通なき女監在房者八名は皆て脚氣に罹りしことなく然かも今回四名は患者となれり又前記五名の皆て脚氣を經過したりし者の内三名と同房せし者の間に於て本年患者を出したりと雖も右三名は發病せしにあらず又同房者の發病せし者は本年流行の初期に於て發生せしものにあらざるなり又女囚とは食物及び井戸に於て交通あれども炊場に於ける一人の囚徒が發病せしにあらざるを以て炊事場流行と認むる能はざるなり次に監房内の便所は箇々絶對に隔離せるも工場内の便所は共同となれり然るに患者は工場に就役せるものに少くして監房内に監禁せられたるものに多かりき又蠅は本年は著しく減少し蚊は昨年と等しく南京虫は發生することなく房内蚤及虱は殆んど發生なしと云ふ事より「今回の患者は之を傳染病と認むべき何等の證明なく又毫も然か認めざるべからざる理由を發見する能はずと結べり

次に食物 就役等の關係を調査し且つ一房内監禁者の密居を見空氣の流通不充分にして晝夜一步も房外に出づるなく終日踞居し之に加ふるに精神的抑壓あるを以て其の榮養を害ふは容易に想像し得べ

しと論じ且つ絶對的に隔離せられ運動を禁止せられたるものに多數の脚氣者を生じ作業を工場にて行ふものに少數なりしことを脚氣の傳染性にあらざる論據となせり又給與食糧の劣等なる者に患者の發生多かりしをも論せり

次に營養と脚氣の關係につきては脚氣發生前一ケ年に比し患者は體重平均三百匁を減じたるに反し健康者は僅かに八匁に過ぎずして患者の大部分は始め胃腸の障害を起し食氣不振下痢又は便秘ありしことより發病前數週間食欲の不振及び胃腸の障害ありしは脚氣の一因と見做すべしと云へり又本年は昨年に比し胃腸病患者の數甚だ多かりし觀ありと附言せり最後に著者は朝鮮に渡住せし時日の長短と脚氣發生の關係及び在監時日の脚氣發生との關係に注目せしも特殊の關係を發見する能はざり然れども氣温との關係は前年度に比し一ヶ月平均温度攝氏約四度高かりしことを挙げたり猶ほ卷末には脚氣は營養の失調に起因する營養疾病なるべきを信する念を附して擱筆せり

○監獄衛生雜感 (其二九)

金澤 石崎 貧樂生

(二六二)職業選擇と精神病 *Freud* は職業の選擇を五途に區別し實例に就て之を説明して居る

(一)父と等しき職業(謂ゆる相傳の業)

(二)父と等しからざる職業(特に政治家の場合)

(三)色情的及び犯罪的衝動に基づく職業(特に外科醫となる様な例)

(四)無意識的傾向に連れたる職業選擇(哲學者歴史家文獻學者等)

(五)無意識傾向に連れたる職業選擇(探偵警察官裁判官等の場合)

尙ほ職業選擇の事實を明かに會得するには少年時の職業に對する空想と神經病者の夢幻想生活との合致の點に就て比較研究するのは大切であり又興味ある問題である一般の兒童は或意味に於ては多様倒錯者(種々なことに就て倒錯性)であり一般犯罪者(何の犯罪にも傾向ある)たるを得るものであると説き世間の犯罪者に少年時のこの萌芽地點に留まつて修養制止の状態に居るものが多數である(二六三)道德的概念及感情の程度の試験

Hermann は精神異常者に道德的倫理的感情的缺陷の種類及定度を定むるは困難である事を聲言して居る被檢者に多數の繪を示して檢する様にした其繪には道德的印象のあるものを選び漸次に程度の高いものに及ぶ様にしてある而して被檢者に繪の内容を試問し其際如何なる感情表出が檢者に映するかに注意するのである尙患者の今迄の生涯或は若し出來得るならば自叙傳を書かして之と對照することには被檢者の道德的感情素質、概念發育、批判等に就て多少明かなるを得るであらう、

(二六四)精神病者の去勢

Paul は一九〇七年三月九日附法律を以て去勢法を執行したる亞米利加合衆國インディアナ州に於ける實例及び「ウイン」の有名な四例を基として如何にして恠る規程を遂行し得るかといふ問題を説明した第一に述べたるは病院を退院せんとする或は作業院、監獄に在る精神病者及び精神薄弱者の強制的去勢である是は尙吾人の經驗の不足なる點から其説明も精確とはいへない第二に退院の資格ある精神病者、癡愚者及び癲癇の強制的去勢である是も亦た子孫に對しては餘り關係の無き相な精神病(例へば熱性譫妄の如き)に付いて行ふので左程重要ではない第三には再發の場合で殊に患者が生殖機能成熟性の年合に退院する場合には強制的に去勢することである之には主なる慢性精神病就中低能者は除外例である第四には再入院患者の強制的去勢である勿論此の規定には第三條の事は含まれて居ない

退院患者の子孫を國家的に監督し且是等に精神異常の發現した時に去勢を執行せんとする規定は大仕掛にして費用の懸る機關を要する者は寧ろ患者をして自由里去勢せしむる様にした方がよいと云ふて居る手術方法としては著者は喇叭管竝に輸精管切除術を推舉して居る

(二六五) 家族殺人の心理

Lieberman は某二十七歳の婦人が二人の實子を殺した跡で縊首及び動脈切開にて自殺したか氣力盡きて遂げなかつた即ち家人に此慘憺たる行爲を自白して「クゾール」を請求した併し家人から寧ろ警察へ自首して出た方がよいと説伏されたので自ら藥劑商へ走り「クゾール」を購ひ第三回の自殺を謀つたけれども矢張り思ふ様に死に切れず至極癡狂状態で失神したまゝ病院へ收容された覺醒後初めの間は患者は今回の慘劇を熱慮の揚句に實行したのであると云ふて居たが次第に後に至りて其事は毫も記憶しない云ふて居る恢復期中中毒念慮及び自殺念慮が現はれて來たか間も無く消えた幸にして公判では刑法第五十一條に基づき無罪放免を言渡された尤も此際には規定通りの二名の精神病學の素養ある専門家の鑑定に依つたのでなくて辯護士、精神病學の専門的智識の無い醫師及び證人が被告に一時性精神障礙を認めたからである之に對する當然の動機は家庭の不幸に在りといふ於是て著者は家族殺人の様な恐るべき犯罪は其れだけを直ちに精神障礙の發露と見做すべきかといふ問題を論じて結局之を圓滑に否定したのである其理由とする所は精神病者（勿論此の中には中毒によれる一時性の状態も含んで居る）として他に證據のないのに犯罪其れ自身を直ちに精神障礙と見做すに至れば總ての司法行事は皆無に歸するといふのである近來非常に増加せる家族殺人の原因として著者は就中生活の困難、家庭の不和及び癡情を擧げて居る併し總て此等に對しては猶ほ現代の神經質、ヒステリー性質にも其の罪がある吾人試みに多數の實例を其動機によりて各分拆して見れば精神病性體質の百分率の多いのに一驚を喫するてあらう斯の如き例の刑法的關係に就いては自殺の目的を以て近親を殺し

たのは自殺企圖もなく不明の動機から殺したのと其意義が異なつて居る勿論是等に第五十一條の適用されぬ事があつても猶情狀を酌量して手加減する必要がある猶ほ斯様な場合に絶對的に無罪にするのは模倣の恐ありと云ふ進んで著者は論及して鑑定人としては精神病學素養のある醫師に限ると云ひ最後に法律家の修業には義務的學課として精神病學を學ばすべきを要求して居る

(二六六) 新刑法に於ける幼年犯罪者處置に就て

Freidenhal は今年四月伯林に於ける萬國刑事學會に於て幼年者に對する刑法數ヶ條を提出した若し之を採用されずとも刑法上少くとも幼年者には特別の顧慮を要することを述べた即ち行爲の善惡を判斷する能力缺乏せる時は無罪とすること刑罰を課せず或は刑罰と共に國家が教育を施す義務あること官公の代りに私立教育監護法に委託すること特殊幼年監獄を設くること成可く獨房を制限すること處刑により服役するときは假出獄を成可く行ふこと等である

(二六七) ドレスデンに於ける萬國衛生博覽會

本年五月六日ドレスデンに於て開館したる萬國衛生博覽會は其第四十號館の陳列に於て特に監獄醫の興味を惹くものである就中囚人留置に船を用ふること食料切手等は面白い其他青年男囚の教育の爲めに作つた時間表を見ては如何に近代の衛生が肉體の健康の外に生存競争場裏の強者たらしめんと努めつゝあるかを知るに足る

(二六八) 女監獄醫に就て

受刑者の類別上女監獄醫を必要とすることは抑も未なり監獄醫は男女類別上の必要より設置せしものに非ず衛生上を基礎として必要を認むるものなり近來監獄の事稍々變質的徴候を呈し街奇症狀を現はすに至れり監獄教悔のこと又た變質的たらずんば幸なり街奇症狀を呈せずんば可なり「ハイカラ」監獄の必要を認めると同時に疊的も亦困するなり行刑の事中庸宜しきを得て寛に流せず嚴に失せず着々

効果を擧ぐるに於て精神的に職務に忠實なるの人男子可なり女子可なり常に表面の虚飾を事とせず實質の上に於て感化改良の業績を擧げんことを望む徒に些末の事に拘泥せず要は目的物にありて存す余は監獄醫改良を希望するの一人なり現在の人眠れりと云ふに非ず不適材と云ふに非ず監獄衛生の進歩の遅々なるに顧みて以て改良を急ぐ所以なりとす故に女子を收容するの監獄、女監獄醫を置かるゝは時機に適切なること、信すと雖之を置くの論據に於て主旨を誤まるか如きこと無からんを要す女教誨師の着々効果を擧げらるゝを見て呆然たらずんばあるべからず色彩の美を見て之を欲するよりも實質の必要を鑑みて以て考察せずんばある可らず泰西模倣の極世界の嘲を招くの悔ありしことあり逓信省に(鐵道院)銀行に會社に女子を採用するに至るもの慶すべし監獄女醫を採用せずんば慶すべからざるに非ざるなり然れども適當の人材を得るに至りては之を女監に專用する可なり女監獄醫なきを以て文明國の一瑕瑾なりと叫ぶに至りては事稍々極端に走るの嫌ひありとす

(二六九)モロツコに於ける精神病者の取扱

アフリカ、モロツコに於ては危險なき精神病者は自由に街上を横行せしめ乞食をなし青天井の下に眠れり其衣は全く襤褸にして或は悉く裸體なるものもあり其危險なるものは家族をして家内に拘禁せしむ但し家族が之を欲せざるときは收容所或は監獄内に收容す但醫師は之を診療することなしモロツコの收容所には約百人の病者あるも有熱の傳染病患者と難居せり而して首に七百七十瓦の重さある鐵環を鉗め之に鎖を附け其鎖の一端は壁に結び付けられ恰も犬を繋げる如し監獄に於ては患者は罪人と一所にして夜は多數を鎖に繋ぎ眼らしむ其夜の被ひは「アンペラ」なれども時としては襤褸を給す食品は非常に僅かなれど主として親戚の差し入れにて腹を満すのみ監獄には多數のもの一時に死亡することあるも醫師は之を診することなし云々モロツコ問題として獨佛二國か力を抜くとか抜かぬとか目下騒ぎ居る所のモロツコの狀態斯くの如し

(二七〇)一日五人餘の自殺者

東京市に於ける自殺者は一日平均五人餘の多きに達して居るが其原因を糺して見ると生活難と痛苦とが多大である統計上精神錯亂を多しとしてある様であるか事實から謂へば悉く前記二因に基くのである生存競争の落伍者が斯く年々に増加して行く社會の現象は實に同情に堪へぬのである之を強盜をなして迄も生命を保たんとするの徒に比せば流涕滂沱たらざるを得ざるなり何とか救済の道は無いものであらうか

(二七一)生活難と犯罪者

生活難に因する衛生上の危害は種々なる方面に影響を及ぼして來ることは謂ふ迄もなり(一)傳染病流行の原因ともなり(二)花柳病蔓延の原因ともなり(三)自殺者増加の原因ともなり(四)教育不振の原因ともなり(五)精神錯亂者増加の原因ともなり(六)倫理破滅の原因ともなり(七)社會不調和の原因ともなり(八)營養不良者增多の原因ともなり其弊害や實に追ふべからざるに至るのである

近刊の普通教育に掲げられたる法學博士花井卓藏氏の生活難と犯罪てふ題するもの頗る參考に値する節多し之を抄録すれば左の如くである

刑法の目的は犯罪を防遏し罪惡を絶滅するに在つて存する而して人口の増加は犯罪の増加を來すものである我々は如何にして之を救ふべきかを考究せねばならぬ明治四十一年末に於ける人口は總計五千四百四十五萬八千人にして之を明治三十六年末に於ける四千八百五十四萬二千人に比すれば實に二百九十一萬五千人の増加にして、更に之を其年數に細分すれば毎年平均五十八萬三千人を増加したる割合に當る而して今之を我國の總面積十四萬七千方哩で除すれば一方哩平均三百四十二人に當るものである生活難の襲ひ來ること、貧民階級の殖えて來るのは寧ろ怪しむに足らぬ我輩は差當りての考案なしと雖も先づ第一に法律を以て失業者の保護に關する道を立てねばならぬと思つ失業者

保護の道に就ては各國概ね法會上の規定あるに拘らず我國に於て之が法制の備はらざるは甚しき不面目と考へる第二には前科者に職業を授くるの方法を講せねばならぬ又第三には各種の社會政策により防貧並に作業教育の門を開かねばならぬ犯罪を發生する幾多の原因中職業の欠亡は最も有力なる原因の一なることは何人も認むる所である而して人口の増加は勞務の範圍を狭くする住むに家なきの人求めて職を得ざるの人失望落膽の極は腕力の缺乏となり意思の缺乏となり終に罪に救を求むるに至るのである孔子曰、古之知法者、能省刑本也、一之知法者、不失有罪、末矣、又曰、今之聽獄者、求所以殺之、古之聽訟者、求所以生之、誠に其通りであつて之を殺す所以を求めずして之を生かす所以を求めねばならぬ本末輕重を辨へねばならぬ

(二七二) 昨年の新事業として伯林の傍のシャルロッテンブルヒでは精神發育不十分の兒童を收容する所が四ヶ處出來ました小學校に這入る少し前か這入るべき年合になつて居る腦の悪い兒童を收容するので白癡幼稚園とでも申しませうか、さういふものを造つたのであります其所では少しづつ學科を教へて専ら身體の發育の方法を講ずるのであります、それが出來ると直ぐにボンで眞似をして一ヶ所拵らへました此様な事は我國にも最も急務な仕事かと考へて居ります

(二七三) 勞働者に成丈「アルルール」性飯料の用ひ方を減らさせやうといふ事に努めねばならぬ日本にも片山博士杯は此方の主動者であります又た勞働者保護の爲に保險規則でありますが獨逸では今年三月九日に委員會が開かれまして會社も醫者も不都合のないやうに又た醫者の自由撰擇も出來ることとなり疾病、老廢、災難等の保護に加入せる人は非常に多數であります

(二七四) 無職者の保護は實に困難である獨逸でも大都會はど無職者が多い始末に困つて居る之に向つて食物住居を與へ仕事を與へる所が無職者でない奴がそれに傳染して無職者になる今日までは之等の保護を慈善事業と稱へて居りますか或意味にては不慈善なる慈善事業かも知れない兵隊か満期となる

田舎に歸りて百姓することか面白くない爲に無職者となる例がある又た工場杯で職工淘汰の場合にも出來る夫故に無職者を造る原因を研究して、それを取り除くことか必要である近頃は營内に畑や園を置いて外出を成丈避けさると云ふ娛樂の方法に向つてやるのが慈善といふべきであるといふ考になつて來たやうに思はれます

(一七五) Alfred Russel Wallace は十九世紀の前半には色々な善い事業が起つたけれど殘念にも充分の發達を遂げずにしまつたものが幾つもあった「ロシリー」卿や「ニツキントツシ」卿の大なる盡力に依つて刑法の改正はなされたけれど其れに應ずる刑罰の制度の改正はなされなかつた十八世紀の非人道的な刑罰は依然として十九世紀にも存在して居る成程十九世紀の始めにあつた無法なる刑罰例へば強盜、四十志以上の竊盜、文書偽造、貨幣偽造、香水や洗粉に古い印紙を使用する事、家畜を竊ひ事、等で死刑に處せらるゝといふ事はなくなつた、罪人を遠い遠州等へ送つて殘酷な取扱ひをするのも己んだ、監獄は以前よりも清潔になり整頓して來た刑罰の外形は如何にも以前とは變つて來たといふもの、現在の刑罰が刑罰精神に反して居るのは十八世紀に於けると聊かの變りがないのである

「ブラト」其の他の古人すら早く刑罰の大目的の一は罪人の改善にあると説いた十八世紀に至り「ベツカリア」は右の思想に一段の進歩を加へ其の説は近世の學者慈善家の承認する所となつたけれども十九世紀の間成年の罪囚の待遇法は此方面には一步をだも進めなかつた善人を惡人となし惡人を更に一層惡人となす制度が現在の制度である一度罪人となれば終生罪人たらしざるを得ざらしむるのが現在の制度である高尚な感情や高尚な望みを打ち碎いて再び正直なる生涯を送ることの出來ないやうにするのが現在の制度である然かも當局者は何等の改革をもこれに施さんとはいはしない十九世紀の文明は其の最も恐る可き缺陷を其の監獄制度に於て現はして居るのである

統計

明治四十四年八月末日現在々監人員表 (△ハ減)

丁	葡	露	北米	英	清																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</
---	---	---	----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

[illegible]

關	東 京	市 谷	巢 鴨	横 濱
監獄名	八八四	一〇一九	二、七四〇	一、九一一
刑事被 受 刑 者	九二四	一〇一九	二、七四〇	一、九一一
勞務場 留置者	四七	一	一	一
懲 治 人	四七	一	一	一
携帶兒	四	一	一	一
合 計	一、八五九	一、〇一九	二、七四〇	二、一〇四

捕及監禁	公務執行妨害	逃走、犯人脱走及隠匿	放 火	住居ヲ侵ス	暴取及ヒ誘拐	陸海軍刑法	森 林 法	微 兵 令	郵便及ヒ電信法	警察犯處罰令	以上列記以外ノ刑法	犯及ヒ諸規則違犯罪計
二五	四五	一三四	一〇九	一九六	一九四	一四三	八一	七一	六五	七四一	四一八	六〇、五三九
四	一四	一	七	四五二	三	二二	一	一	一	二五三	四〇	三、五五六
二九	一五九	一三四	一五六	二、三六八	一九七	一六五	八一	七一	六六	九九六	四五八	〇九四
二九	一五八	一三六	五九	二、三七五	一八二	一六六	七四	七三	七三	九三二	四四二	六四、七九三
三七	一六二	四五△	六五△	二、四〇八△	一六四	一六三△	八八	七八△	七八△	九〇七	四三九	六〇六△
〇△	一△	二△	三△	七△	一五	七△	三五△	七△	六二	六一	一六	六九九△
八	三	一一	五一	四〇	三三	二	六一	三二	八七	一九	五二	一八、〇四八
五	二四	二一	二△	三五△	一〇	六△	七	五△	三八五	五八四△	二八	八五

明治四十四年八月末日現在在監人員監獄別表 (△は減)

北海道		總計		增減	
函館	札幌	網走	十勝	監獄	留置場
八六五	一四五	一	二九	五六五	一〇四
七六八	一二九〇	一、三九八	一、〇一九	八九三	六四〇
一八	二二	四	一、〇一九	一四	一、〇三三
					△一九五
					△二四九
					△一六
					△一、二三三

西區			四國區			州區			三區													
大坂	京都	奈良	和歌山	神戶	岡山	廣島	山口	島根	松江	高松	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島	三池					
一、八三三	一、五八九	四七三	二二	四一	二六三	一五八	二八七	五六	二六	四八	四〇	五二	五三	一一三	二八四	二五九	三一	八五	九六	六三	八四	一、五三六
七	一	七	一三	九	四一	二九	一九	二七	五	四	一三	三〇	四四	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二、八五二	一、〇五九	九一四	八六二	二、三四一	一、六五五	一、九一七	一、二八六	五九九	七五五	一、〇三五	一、〇九七	一、〇五九	一、〇八三	二、〇五二	二、四六六	八四三	八九〇	一、〇五六	七〇四	八九八	一、五三六	

救護事業

救護事業に就て

名古屋 教誨師 光 弘 生

社會政策の急務なることは今更贅言を要せずと雖も實際斯種の事業の遅々として振はざるは洵に國家の不幸として歎息の外はないのである近來文化の發展に伴ふて生存の競争は日々激しく優勝劣敗の結果は不義の輩を増加して社會の秩序は之に由りて破壊せられ國家の元氣は之れが爲めに削かれんとす天下有爲の士誰れか救済の途を講せざらんや

抑々犯罪は成るの日に成るにあらず必らず由て來る動機があるのである故に犯罪の豫防は刑事政策よりも社會政策に重きを置かねばならぬ、然れども我邦に於ては未だ此の事業の發達を見るに至らざるは實に遺憾とする所である、吾人は聊か過去の經驗に監み左に救済種別を列記して希望の万一を陳べんと欲するのである、

一貧民及失職者に適當の職業を授け自活の途を與ふること
一定の住所及職業なき浮浪者の爲めに授産場を設けること

一貧富貴賤の別なく無爲徒食の者に訓戒又は其他の方法を以て業務に就かしめ勤勉の思想を養成すること

一不良少年者は其町村毎に特別訓練場を設けて感化遷善に努むること

一癡疾不具又は老人にして保護扶養の任に當る親族等なきものは其町村に於て生活の途を講ずること

一低能者にして常識を缺きたるもの、又は中間狂に屬するものは其町村に於て特別保護の途を講ずること

一冠婚葬祭に要する被服、又は佛事及神社祭禮等の餘興併に飲酒等には其町村に於て適當の制限を立て、嚴守せしむること

一各郡市町村に於ては、人民各自に對し勤儉貯蓄の方法を設けること

一出獄人多數は刑餘不信用の爲め容易に職業に就くこと能はざるを以て之れが保護誘掖に努むること

以上九項は社會政策中の大要五三を擧げたるのみ若し是等の事業にして發展せざるに於ては、犯罪豫防は期して望むべからずである、然して前記九項の中一より八に至るものは刑前に屬するを以て保護救済の途も亦容易なるを信ず、第九の一項は刑後に屬するを以て或は難事に終らんか、蓋し出獄人は社會一般に忌避の念厚く、本人は改悛の實を擧る決心なりと雖も、良民尙ほ之を容れず甚だしきは父母兄弟と雖も家庭に入るを許さず、况んや他人に於てをやである、於茲乎殊勝なる改心の芽は忽ち挫かれて、自暴自棄に陥り、大なる犯罪を敢てするに至るのである、殊に出獄後歸るに家なく、頼るに親族なき者に於ては、保護收容の場所なからんか、多年薰陶の功果は唯り監獄の門内に止まりて、一朝門外に出づれば、五尺の身體の容れ場なきより、忽ち社會の害鬼と變するのである、依之本縣に於ては名古屋市千種町字霞地に保

護場を建設し、着々斯種の出獄人を保護する事に汲々して居るのである、幸に志士仁人の援助を得て去る四十一年四月該場創設以來本年八月末日迄に男四百二人、女二十九人の多數を保護誘掖して其目的を達しつゝあることは、國家及社會に對し貢獻する所蓋し尠少にあらざるべしと信ず、然れども昨四十三年中に名古屋監獄より放免したる總人員二千四百六十三人にして其中の頼るべなきもの二百八十九人ありと雖も、保護場の基金未だ充實せざる爲め、悉く之れを保護收容すること能はざりしは、實に慨歎に堪へない所である、又適當の頼るへあり、住宅ある者と雖も、保護を要するもの多數を占む、若し之れを放任せんか、社會の危害之れより甚だしきはなかるべし、此を以て本年九月八日本縣知事出獄人保護に關する訓令を公布せり、希くは有司諸賢、奮つて此事業の發展に竭されんことを切望して止まざるなり、(編者附記す愛知縣の出獄人保護規程をも寄せられたるも前號紙上に登載せしを以て省く)

大分縣宗教團會則

江上秀吉報

拜啓時下秋冷之候益々御清稔奉賀候陳者出獄人保護事業は各地共競て其成立を見るは誠に可憐現象と存候然るに保護會社並に縣の訓令に成る保護規程は或る一部の人員に限られ全般に涉て漏るゝ處有之當監和田典獄は兼て之れを遺憾とせられ先般來當監附近の宗教家の間を奔走し總ての保護を全からしむる爲め該事業を獎勵勸誘中の處今般此議熟し眞宗兩派に屬する十三ヶ寺の住職を以て組織し別紙之通り規定を設け發會式を舉行致候

大分眞宗教團津梁會々則

- 第一條 本會ヲ大分眞宗教團津梁會ト稱ス
- 第二條 本會ハ大分市内及其附近ニ歸住スヘキ釋放者ヲ保護シ其民復歸ノ實ヲ期待スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ大分市及其附近眞宗本大兩派ニ屬スル各寺院ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ノ事務所ハ大分市光西寺トス

- 第十四條 會計事務ノ引繼ヲ爲ス時ハ理事一名以上立會ノ上該簿ニ捺印シ後日ノ證トス
- 第十五條 保護方法手續ヲ左ノ如ク定ム
- 一、保護區域ニ歸住スヘキ釋放者ニシテ擔當者ニ通知ヲ受ケタルトキハ歸住地保護者ニ融和ヲ試シ又ハ保護上注意ヲ與ヘ保護ノ準備ニ着手スルモノトス
- 二、擔當者ハ釋放當日監獄ヘ出張シ本人ヲ引取り保護者ヘ送り届ケルモノトス
- 三、釋放者ニシテ正當保護者ノ見込ナキ時ハ大分縣保護會ニ委託スルモノトス
- 四、役員ハ毎月一回以上居宅ヲ訪問シ又ハ相當保護ヲ加ヘタル狀況ハ月末會長ニ通報シ書記ハ保護基帳ニ記録スルモノトス
- 五、保護ノ期間ヲ二ヶ年トス
- 六、被保護者ノ疾病治療上必要ト認メタル者ニ限り施療投藥ノ方法ヲ講スルモノトス
- 七、被保護者轉居スルトキハ其事由及居所ヲ事務所ヘ届ケ出デシムルモノトス
- 八、釋放者出監當時ノ携有金ハ少クモ十錢以上貯金通帳ニ替ヘ保護者ニ於テ保管シ蓄財ノ思念ヲ養成スルモノトス
- 第十六條 本會ハ監獄警察署市町村長ト氣脈ヲ通シ保護ノ實效上遺憾ナキヲ期スルモノトス
- 第十七條 本會ハ機會ヲ利用シ保護ノ必要ナ一般ニ勸告シ感備ヲ思達スル弊風ヲ反省セシムルコトニ努ムルモノトス
- 第十八條 本會ハ毎年一回總會ヲ開キ事務ノ成績會計ノ報告ヲ爲スモノトス

第五條 本會ハ各寺住職ヲ正會員トシ本會旨趣ヲ實踐スルモノヲ賛助會員トス

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ設ケ

會長	一名	副會長	一名
理事	若干名	會計	一名
書記	一名		

第七條 理事ハ正會員ノ互選會ニ副會長ハ理事ノ互選會計及書記ハ會長之レヲ指定ス

但其任期ハ各一ヶ年トス

第八條 理事ハ會務ヲ擔當シ會長ハ尙會務ヲ整理ス會計ハ會長ノ命ヲ受ケ現金出納ノ責メニ任シ書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第九條 役員ハ名譽員トス但會計書記ハ手當ヲ支給スルコトアルヘシ

第十條 保護區域ハ四區ニ別テ理事之ヲ分擔ス

第十一條 本會ハ保護上往復ニ旅費ヲ要スルトキハ相當實費額ヲ支辨スルコトアルヘシ

第十二條 本會ノ經費ハ有志者ノ喜捨金ヲ以テ之ニ充ツ但殘餘基本金ニ編入シ保管ノ道ヲ講スルモノトス

第十三條 本會ハ會員及役員名簿保護基帳經常費出納簿喜捨金名簿本會日誌事務引繼簿ヲ設備シ會長之ヲ整理ス(様式一別ニ之ヲ定ム)

○歐米社會の裏面

去る明治三十七年二月渡米以來米國ウエストヴァージニア州立大學及び英佛獨各國の大學に留學し教育行政研究の傍ら親しく歐米の社會の裏面的真相を視察し本年七月印度佛陀迦耶の佛跡を訪ねて歸朝したる曹洞宗大學學監大森禪戒師の談なりとて東京朝日新聞に記載せる處他山の石亦採て資すべしものあり左に轉載す

△外觀の整頓 『米國殊に紐育の如きは市街の整頓せること家屋の宏壯なること、交通機關の完備せる事実に驚く可く當座の間は唯々感嘆するの外は無いのであるが折漸々社會の事情に馴るゝに従つて其の暗黒面の狀態が到底日本人などの想像以上であることを知ると折角感服した西洋文明も頗に興が醒めて了ふ様な事が尠くは無い米國に於ては州の法律に依つて私娼を認許して居る地方と公然許して居ない地方とがあるが英國の様な表面真面目な國と考へられて居るだけ其れだけ其暗黒面の醜陋なるには一驚を喫せざるを得ない

△醜業婦の都 大袈裟に云へば世界第一の大都會

たる倫敦は醜業婦の都と謂つても宜い位であつて市内到る處に賣春婦の居らん處が無い別けてもビカデリーと云へば實に倫敦の中心地で彼の有名なナルソン提督の記念塔のある般賑な場所であるが賣春婦等は此の世界的偉傑の記念銅像を戰闘舞臺の旗幟として晝に夕に將た深夜に盛に活動するのである而して彼等が毎日其辣腕を揮うて鼻下長男子を捕虜にす可く其巢窟から出陣する時刻は大抵一定して居るので即ち諸會社銀行事務員等の晝食の前後と午後六七時頃退出時と夕食後の散歩時間の間三回それでも好い鳥に邂逅はない所謂お茶引賣春婦は取摑るまでは徹宵夜露を浴びながら殆ど半狂亂になつて鷄目鷹目で界限を徘徊して男を捕へては存分生血を吸ふのである其他料理店や珈琲店や寄席劇場宿屋等何れも彼等の出沒せざる所とは殆ど皆無と云つても宜からう又レゼントパークなど云ふ公園には夕方から悠々二頭立の立派な馬車を乗廻しつゝ醜業を行ふ者數を如らぬ程で偶其附近を婦人と合乗りでもして歩かうものなら忽ち醜業者と間違へられる恐れがある

△廣告利用の客引 其他新聞の廣告欄を利用し客を釣る方法もあれば巧に借金に廣告などをして汽船に乗込んで居て船客を相手にする者もあるが彼等墮落の動機は貧困に基因する者も多いが又勤工場商店等の賣子から虚榮の爲に操を破るに到る者亦尠くない

△英獨の救濟事業 是等に對する救濟事業も無いではないが其の効果は薄い又一般貧民の救濟事業は獨逸に於ては主に職業を授くる事に努めて居るから弊害が少いけれども英國の方では唯無暗に飢食宿泊等を施して其事業なるとを誇るの傾きがあるから徒らに被救濟を増加せしむるの弊害がある且つ殊更外面を装ふ爲には種々の狂言的滑稽手段を弄する事をも辭さない又日本に居る外國宣教師の如きは何か事あれかしと待構へて居つて慈善を口實に寫眞などを振廻し盛に我國民の缺點を海外に暴露して日本の野蠻なる事を吹聴し幾多慈善家の淨財を吸取つて種々の名義の下に寄附金の半額以上はコンミツションとして己れの懐中に捻ぢ込むのは殆ど公然の祕密になつて居るらしい外國人に慈善事業を委ねて置くのは國家の體面から云つても考へものである云々

○最近出獄人保護成績

左に掲ぐるは過般司法省に典獄會議を開かれたる際配付せられたるものなり

出獄人保護

出獄人保護成績表

名	稱	新被保護人員	退場人員	入監人員	無断脱走人員	死亡人員	其他人員	計	年未保護人員	所在地
		人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	人員	
千住出獄人保護真義俱楽部	自明治三十八年十二月	二四	二	一	一	一	一	二六	六八	東京府南足立郡千住町中郷
東京出獄人保護事業	自明治三十九年十二月	一〇七	一〇	四八	一六	二六	一〇	一四二	三九	東京市神田區元柳原町
救世軍免因保護勞作館	自明治三十九年十二月	五四九	二八	一三	二〇	三	一六	五五八	二八	東京市牛込區赤城下町
齊修會	自明治三十九年七月	二六四	九〇	八	一	二	二	二五四	二〇	東京府豊多摩郡久保中百人町
自立會	自明治四十二年十二月	二四	七五	二六	二	三	六	一〇三	三三	東京府北豐島郡東鴨村大字東鴨
幼年保護會	明治四十二年十二月	三二〇	一七	二四	一	二	四	三三九	八五	横濱市

區		海		東		區	
滋賀縣咬菜園	明至同治四十二年十二月	滋賀縣保護院	明至同治四十二年十二月	愛知縣惠會	明至同治四十二年十二月	河藝勸農場	明至同治四十二年十二月
三重授業院	明至同治四十二年五月	靜岡縣出獄人保護會社	明至同治四十二年三月				
山梨慈善保護會	明至同治三十八年九月						
信濃縣壽園	明治四十二年七月						
下野保護會	明治四十二年四月						
水戸保護會	明治四十二年六月						
千葉免國保護院	明治四十二年三月						
一	一	一	一	一	一	一	一
八	八	八	八	八	八	八	八
三	三	三	三	三	三	三	三
二	二	二	二	二	二	二	二
七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八
一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一	二一
二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七	二七
二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二八
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二	三二
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一	四一
四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二	四二
四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三	四三
四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四	四四
四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八	四八
四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九	四九
五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇
五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一	五一
五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二
五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四	五四
五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五	五五
五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六
五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七	五七
五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八	五八
五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九	五九
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一	六一
六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二
六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三	六三
六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四	六四
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六	六六
六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七
六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一
七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三	七三
七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五	七五
七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六	七六
七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七	七七
七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八	七八
七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九	七九
八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一	八一
八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三	八三
八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四	八四
八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六	八六
八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八	八八
八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九	八九
九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇	九〇
九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一	九一
九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二	九二
九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四	九四
九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五	九五
九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七	九七
九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八	九八
九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九	九九
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大津市金城町		滋賀縣磯賀郡膳所町		多古屋市大津町		三重縣河縣郡玉垣村大字矢橋	
		靜岡縣安倍郡安東村					

橫濱出獄人保護會	自明治三十七年十一月 至同四十二年十二月 明治四十三年	八五	一六	一六	一三	一九	一〇	一三	五	八四	橫濱市
明道園	明治四十二年	二〇	二三	七二	一〇	一一	六二	二〇	二〇	五五	橫濱市中村町
浦和監獄院因保護會	明治四十二年	五〇	二三	二〇	六〇	一一	六二	二〇	二〇	五五	埼玉縣
埼玉慈善會保護院	自明治二十三年二月 至同四十二年十二月 明治四十二年	四八	五六	二四	四五	一六	二二	五	八四	六三	埼玉縣北足立郡浦和町
橋本園	自明治三十一年二月 至同四十二年十二月 明治四十二年	二二	五七	一三	二二	一四	二五	四	一六	二七	前橋市天川村
桐生積善會	明治四十二年十二月	七四	二二	五八	二二	二〇	二〇	一五	二九	四五	群馬縣山田郡桐生町
碓氷佛教園因保護會	明治四十三年三月	八〇	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一七	六三	群馬縣碓氷郡安中町
多野各宗協會	明治四十三年六月	一六	九	一一	一一	一一	一一	一七	三一	五六	群馬縣多野郡小野村
新田各宗協會	明治四十三年六月	二五	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	二五	群馬縣新田郡太田町
各宗共立法隆會	明治四十三年七月	三八	二	一一	一一	一一	一一	四	八	三〇	群馬縣山田郡大間々町
勢多郡佛教各宗協會	明治四十三年七月	八〇	四	一一	一一	一一	一一	一六	二二	五九	群馬縣勢多郡役所内
群馬縣佛教共和會	明治四十三年十月	七四	一一	一一	一一	一一	一一	一七	二二	六二	群馬縣群馬郡箕輪村

西										北 東 區 陸 北									
備作惠濟會保護院	洲本自成一會	兵庫縣愛出隣館人	大和修導會	安 德 會	小林 授 產 場	博愛職工學會	京都感化保護院	私田出獄人保護所	米 澤 商 會	羽 島 救 護 院	岩 手 保 護 院	福 島 保 護 會	宮城縣出獄人保護會	富山縣免囚保護會	金澤監獄生道會	加能慈惠保護場	南越福田會	新潟縣出獄人保護會	飛騨佛教慈惠會
明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月	明治四十二年三月
六	三	七		一五	九	七	三	一	九	八	六	五	三	二		四		四	一
一四	一四	一四	六	三九	二二	一七〇	二〇	二九	二六	七四	三五	六〇	七二	二九	一九	一八四	三	二八	三九
二	六五	一五	八五	一七三	一一三	三〇	七	六	三二	四六	二五	九一	五二	八		四六		三六	二
一五	七四	六〇		五一	一九	一八	四	三	四三	二三	三	三	二五	四		五二	一	五四	一三
二	二八	一		五一	一四	八	六	五	一	一五	一	三	二			四		一	二七
九	六一	三			三	三	一	四		一		四	一			二四		三	四
四	四三	二七	三	〇二	二九	五五	三八	二六	一	一六	一八	二三	一一	五		四〇		四六	二
三										一	一					四		一	
						八四	二		五	四	一	九			一九	五	一	八	
一三五	一九七	一三二	三	三七七	一五一	九	五三七	一〇	二三八	六六	四	三九	四九七	二七	一九	一七〇	二	二四九	三八
九六	二八	八七	三	一七五	一九	一八七	一三	一一	八九	八八	五	六	二六	二二		一八四	一	八四	一一
岡山市大字瓦町	兵庫縣津名郡洲本町山下	神戸市東平野村	奈良縣	大阪府西成郡鷺洲村大字浦江	大阪市北區牛丸町	大阪府東成郡中本村字森	京都市下京區六角通大宮西入四	秋田市櫛山下濱町	米澤市長町	山形市七日町	岩手縣岩手郡米内村	福島市置賜通	仙臺市	富山市鹿島町	金澤監獄內	金澤市備中町	福井縣	新潟市田中町	山崎縣大野郡高岐町

[illegible][illegible]

雜 錄

○典獄會議

前號所報の通り本月七日より典獄會議を開かれたるが其第一日は司法大臣の訓示ありて閉會翌日は日曜日にて會議を開かず典獄一同は築地本願寺別院に執行さるゝ在監死者追弔會に臨めり第二日は監獄局長及監獄局各課長等より行刑に關する内議あり尙注意事項の印刷物を配付し第三日は午前中眞木監獄事務官の萬國監獄會議の狀況歐米監獄事務の演説あり午後は典獄より提出せる協議事項に就き意見を交換し其翌十一日も午前協議會を開き議事を了し閉會せり今回の典獄會議に於て司法大臣の訓示せられたる事項は便宜論説欄に掲げられたるに就き演説する例なりしも今年は演説とせず内議に止めたり眞木監獄事務官の演説は次號に掲載する等同會議の注意事項並に協議事項左の如し

▲注意事項

一 典獄會同の際交付せる注意事項は動もすれば訓令、通牒等に比し之を輕視する傾なきにあらず將來は部下一般に訓示し嚴に服膺せしめ着々之を實行するの注意あるを要す

二 監獄事務を補助せしむる爲め事務の看守部長を置き一部の主任に充つることを得るも動もすれば判任俸給の剩餘を謀らんとし故らに看守長の缺員を補充せず看守部長を以て之に代へ若くは從來看守長に於て擔當せる事務を數種に分ち各部分に看守部長を置き之に充つるが如く漸く事務看守部長増加の傾向あるを見るに至れり、一部の主任は看守長をして之に當らしめ萬已むを得ざる場合に非れば看守部長を以て之に充つべきものにあらざるを以て成るべく看守長の缺員は之を補充し又看守長の擔當事務の一部分を割き各別に事務の看守部長を置くが如きことを要す

三 逃走其他重大なる事故ありたる時は速に報告すべきことは屢注意したる所なるも仍は報告遲

延に失し處理上差支の場合紛からず甚しきは本監の逃走事實に對し典獄の手續書を提出せざる向あり逃走既遂の事故に付ては犯人の逮捕せられたるに否に關せず又逃走未遂の事故たりとも其手段の如何に依ては職責を調査する必要あるを以て其事實を詳細に記載し遲滞なく手續書を提出するの注意あるを要す

四 職員の賞罰を行ふに當りては其勤怠の情狀を精査し賞罰に厚薄なきを要するは勿論なるも動もすれば其措置當を失する嫌なきにあらず殊に同一監獄の分監にして甲乙懲戒件數を比較するに一は一ヶ月十數件なるに一は皆無なるが如く其件數に著しき差異あり素より監督の寬嚴に依り若くは看守の定員數に因り懲戒件數に多少あるは免るべからざるも斯の如く甚しき懸隔を生ずるは各分監長の監督の寬嚴一様ならず且つ懲戒に關する意見の統一を缺くに因るものと認めざるを得ず宜しく部下を戒飭し監督の周到を期し賞罰の公平を保つ上に於て一層の注意あるを要す

五 警察官署より假出獄を許可したる者の行狀報告を受けたるときは監獄は最も鄭重に査査し出獄後の行狀善良なる者に對しては益獎勵と與ふべく苟も惡交、家庭の不圓滿、職業怠慢其他行狀不良と認むる者に對しては通信教誨を施し或は教誨師等をして親しく訪問せしめ善意の干涉を試み若くは警察官署に對し爾後の行狀に付て特別の報告を求むる等一層再犯防遏の手段を盡すの注意あるを要す

六 刑事被告人として入監したる者偽名又は前科包藏の疑ひあるときは指紋の對照を求め累犯發見の方法を講ずべき規定なるも此の注意を怠り爲めに裁判確定後に至り累犯者たることを發見せるもの尠からず(別表參照)斯くては一旦初犯者として處遇したる受刑者は更に再犯者として處遇するの撞着を來し遇囚上圖らざるの弊害を醸すことあるべし將來指紋法の運用に就ては一層の注意を要す

七 在監者の精神に異狀を呈したる場合は醫術上の診査は勿論特別に動靜を觀察して常に其輕重

を明にし又は遺傳の有無入監前の動作等相當の調査を遂げ着々其眞偽如何を鑑別すべき筈なるに疑問の儘獨房に拘禁し自然の経過に放任するやの憾あり其他心神の喪失に因り執行の目的を達せず或は刑執行の爲め生命を保つ能はざる状態にあるものと雖も刑の執行を停止するの手續を等閑に附する向なきにあらざる將來注意を要す

八 近來在監者の健康状態に敢て不良の傾向あるを認めずと雖も健康診斷は概して形式に流れ然らざるも監獄醫が自己専門の智識に偏重し個々に對する一般の注意を缺き機能の障害又は痼疾を發見する能はず自然病監收容の時機を失するものあり爲めに死亡者の経過急速に過ぐると認むるもの鮮なからざる將來健康診斷に就ては曲さに注意する所あるを要す

九 領置物品中特別保管に屬するものを納れたる袋の封緘は本監に於ては所屬課長、分監に在ては分監長の認印を押捺すべきことは曾て注意する所ありしか往々保管品取扱主任のみ捺印したるものあり或は事故ありて封緘を解きたるとき

は再び封緘を施すべき筈なるに之を等閑に付するものあり、領置物品就中特別保管に屬する物品の保管出納に付ては時々之を檢閲し部下に一任するが如きことなきを要す

十 作業種類の認可を申請する場合は作業規程第一條の事項を網羅記載すべき旨彙に注意する所あるも尙往々規程の事項を詳悉せざる向あり例之は官司業に於て豫算收支計算内譯書を添付せざるものあり、受負業に於て就業人員、科程及受負工錢、契約保證金額等記載せざるものあり其他契約書案不備の爲め照會通牒を要する手數尠からず自今申請に際し規程の條件を遺漏なく精査記載するの注意あるを要す

十一 作業科程及見積工錢變更報告は三十五年十一月監甲第八五三號監獄局長通牒に依り改正の分を朱書し従前の分は墨書すべき筈なるに單に改正の分のみを報告する向あり新舊科程及工錢對照に不便なるのみならず爲めに往復の手數も尠からず自今必ず該通牒に準據して報告するの注意あるを要す

十二 仕上高を標準とすること能はざる時間科程業者の作業科程了否の計算方各監區々に涉り一定せざるものあり本件に關しては四十二年十二月監甲第一五二二號監獄局長通牒あるに拘らず猶臨時診察及接見等の時間を就業時間中に計算する向あり將來注意を要す

十三 官司業の作業製品は確たる販路の見込あるにあらざるして漫然製作する傾向ある爲め自然販路を失ひ數年に持越し經濟上及物品整理上の不利益を來すもの尠からず又製作品中往々粗造のものあり又時價に添はざるものありて監獄作業の信用を失墜する嫌ひなしとせず將來此等の點に就ては一層注意を拂ふべく尙検査員を設け製品の良否及價額を判定せしむるの注意あるを要す

十四 委託業製作品の受託賃を定むるに甲監獄は一般の勞銀を標準とし乙監獄は單に受刑者の工錢を標準とする向あり固より其加工すべき物品の種類に依り一概に定め難かるべしと雖ども單に委託賃のみを以て定むべきものにあらざる宜し

く一般勞銀を參酌するの注意あるを要す

十五 購入物品領收を爲す場合には立會員を設け嚴密検査を爲さしめ検査の結果は帳簿に記載し立會員をして捺印せしめ物品領收の精確を期すべき筈なるに未だ之を勵行せざる向あり注意するを要す

十六 監獄の需用品を購入したるときは物品會計官吏に於て之を保管し直に物品擔當者に交付すべきものにあらざる假令物品擔當者に交付する必要ありとするも購入したる數量の全部又は必要の程度以上に亘らざるを要することは屢注意する所なるも今尙將來の所要高を見越し購入したる數量の全部若くは大部分を即時物品擔當者に交付する向あり斯かる取扱は不整理の基をなすものにして物品の保管出納の本末を謬りたるものと云はざるべからざる今一層此點に關し注意する所あるを要す

十七 在監人食糧より生ずる殘飯整理方に就ては屢々注意する所あり爾來大に數量を減少したるも近來に至り又増加の傾向あり此際更に一層の

注意を要す

十八 不用物品の利用整理方に就ては尙注意周到ならざる憾あり建物等より生じたる古材の受入又は利用等其受拂に就ては不用物品受拂簿の記入方明確を缺くもの尠からず將來是等の受拂に就ては受拂簿に明確に記入するの注意を要す

十九 近時白蟻の被害を訴る監獄尠からず其事實を調査するの中には數年前に發生し其被害の甚大なるに及て初めて之を發見したるが爲め巨額の修繕費を要したるものなきにあらざる其木造の建物に在ては特に其發見に努め未だ彌漫せざるに先ち撲滅を期するの注意あるを要す

▲協議事項

一 精神病者及ひ之に準すべき者の處遇及び治療は特別の設備を要す即ち其物的設備を要するは勿論醫師の如き斯道専門醫の治療助言に一任するを要し且直接之か戒護の任に當る者も亦相當専門の智識を習得し其處遇治療を誤らざるものたるを要す然るに此等の設備は多大の經費を要し各監獄獨立に之が完全なる設備をなすは殆ど

不可能に屬す仍て一定の區域を限り其中便宜なる一監獄に之か設備をなさしめ他監獄に於ける病者を移送集禁し完全の診定治療を施さしむるの必要を認むるを以て切に上叙の設備せられんことを建議すること

二 監獄の作業は其基礎未だ確立するに至らず其多くは受負業にして貿易の盛衰商估の企籌により興廢常なきのみならず科程工錢の準律も亦區々にして行刑の目的に副ふこと能はず主局茲に鑒み常に之を指導し當事者も亦肅策怠らず即ち其一端として三十七八年戰役以降官廳の需用を供給するに努め拮据經營する所ありと雖も未だ其効を收むるを得ず殊に會計法規の運用に際し若くは當該官廳の意見により之か遂行を阻礙する多きは甚た遺憾なり仍陸海軍其他各官廳の需用にして監獄に於て製作し得べきものは監獄に於て之を供給する事とせば或は監獄は單に勞力を供給するのみにして勞銀を要せずとするも不可なかるへし斯の如くは當に監獄作業の基礎を定むるのみならず又以て國費減少の一助とな

すに足るを信するを以て此大本を確立せられんことを建議すること

雜

三 看守は實に直接遇囚の衝に當るものにして看守其人を得るに非れば之れか適正を期すること甚た難しとす然るに現行の狀況を見るに志願者の多くは學力薄く特に其人格の如き此の任務を託するに足らず適任者を得ること極めて尠し然りと雖も看守は常に充實を要すること切なるを以て之を採用するの止むを得ざるものあり而かも尙ほ如此人物に對する社會の需用は日に多きを加へ朝に來り夕に去り唯其補充 汲々たるのみにて前途甚た寒心に堪へざるなり畢竟するに物價益々騰貴するに拘はらず其給與極めて薄く一家の生計を維持する能はざるに外ならず又監獄醫教誨師に其人を得るに困難なる事情は既に明にして多言を要せず是亦支給其器に適せざるに因らすんばあらす殊に教誨師の如きは監獄吏員にして其所屬本山より補給を受くるか如き專意其職に當るを妨ぐる虞なしとせず曩に一般官吏に對して増俸のことあり然るに未だ監獄醫

以下に及はざるは寔に遺憾とする處なり行刑の適實を期するは今日の急務なるを以て茲に其増俸を行ひ以て適材を招致せられんことを希望する旨を建議すること

▲配付書類

本年の會議に於て配付せられたる書類は前記注意事項の外左の諸表なり

四十三年度歳入歳出在監一人平均年額調

二表

四十三年度歳入歳出決算額の比較

一表

四十三年度新調各監獄器具新調單價表

一表

四十四年自四月至六月就業延人員工錢及賞與金比較

二表

在監者入浴場構造調等用材料入浴人員

五表

四十三年度在監者入浴度數及費額調

四表

一般勞働者の勞働時間及び賃金調

四表

錄

監獄電燈費調及官舎電燈料調
四十三年度米麥雜穀及菜品等の實給
人員費額調
逃走及逮捕自殺、受刑中犯罪告發
人員表

情願事件表

四十三年中看守及女監取締懲戒免職事由調

假出獄及假出獄の取消人員表

累犯發見一覽表

出獄人保護成績表

▲北海道監獄典獄の協議會

司法省に於ける全國監獄典獄會終了後北海道諸監獄典獄は同道監獄の取扱を一定せんとて認可を得て協議會を開き黒澤典獄會長となり各典獄より提出したる事項に就き協議を遂げたる結果建議申請を要すべきもの及協定の上執行すべきものに分ち夫々形式を分ち其筋へ報告に及びたりと云

建議事項

一 北海道は由來札幌函館の二監獄を除く外網走

十勝樺戸の三監獄は其所在最も僻陬の地にし物價高く且つ供給不便の點に至りては他に多く其類を認めず又札幌函館の二監獄の如きは物資供給の上に於て甚しき不便を認めずと雖も物價の高きは到底内地の比にあらず依て看守月手當を左記の通り増額あらんことを望む

金壹圓五拾錢

札幌函館の二監獄

金貳圓

網走十勝樺戸の三監獄

二 看守の定員に對し官舎不足の爲め散宿を許可したる場合に於て宿料の豫算配付なき網走十勝樺戸の三監獄は從來雜給及雜費の項中に於て其支給額を流用支辯し居りたるも斯くては同項の經費甚だ困難なり依て實際宿料を支給したる場合は其支給額を増額せられんことを望む

三 看守の甲種外套は北海道の如き積雪數尺の地にありては戒護上機敏なる動作をなす場合に於て甚だ不便なり就ては監外就業者戒護中乙種外套のみ着用せしむるを適當とするも其寸法短く防寒の用に供する能はず依て該寸法を看守長と同様に伸長することを得るに改正あらんことを

望む

四 本道にありては氣候の關係上看守の夏衣袴を着用する期間僅かに二ヶ月餘なるを以て冬衣袴着用する期間比較的長く且監獄外就業戒護に従事するもの多きを以て自然破損の程度甚しく現在の供用期限にては殆んど繼續に近く亦夏衣袴の如きは比較的破損せざる内に供用期限を経過するか如き状態なり依て各供用期限を左記の如く改められんことを望む

夏衣袴 二着 十二ヶ月(初年度二着次年度

一着三年度不給)

冬衣袴 二着 二年

五 疊に認可を経て看守に對し特別に貸與する物品(耳當、脚絆、標卷)にして豫算の配付なく又看守女監取締被服帶具費の殘額も年々僅少なるため今日まで遂に貸與するに至らず依て將來之か豫算を配付せられんことを望む

申請事項

一 北海道は寒氣甚しく在監人被服の如き規定の貸與にては健康上大に憂ふべきものあるを認め

依て互寒(外氣華氏二十度以内)の期間に限り左記の通り増賃の許可あらんことを望む

一 綿入の下に給一枚増賃すること

二 給股引の下に單股引一足増賃すること

二 冬季間本道在監人被服は着用期間殆んど六ヶ月に涉り多くは耕耘土工伐木等監外就業者にして雨雪汚穢甚しく洗濯乾燥頻繁にして補缺豫備數多量を要し現行の補缺數に於ては輪轉乾燥の間に合はざるのみならず破損の程度實に著しく規定の補欠數にては充分なる貸與をなす能はず依て左記の通り補欠數を増加せられ度

但補欠の方法は可成新調數を節すると同時に廢棄に屬すへき物をも向は補綴に補綴を加へ

以て漸次其數を充たしむる見込とす

品目 現行補欠數 議決數

長綿入 三分の一以内 三分の二以内

短綿入 二分の一以内 全數以内

長給 五分の一以内 五分の二以内

短給 三分の一以内 三分の二以内

給股引 三分の二以内 全數以内

三 本道は夏季と雖も夜間冷氣を帯び夏布圍を貸與する必要を認めず四季共に冬布圍を要するを以て冬布圍の補欠數を五分の二に改められんことを望む

協定事項

- 一 看守長及看守の夜勤賄料及支給方區々なるを以て之を一定しては如何
本項は看守長十錢看守七錢に一定すること
- 二 短袴を貸與するものを一定しては如何
本項は看守部長の騎馬及監外就業者の戒護に従事する看守に貸與すること
- 三 在監人被服臥具の綿量と一定しては如何
本項は在監人被服臥具設備程度の最多量を標準とすること
- 四 看守の夏服地は從來生雲齋を用ひ居りたるも晒雲齋を可とする向あり意見如何
本項は晒雲齋を用ゆること
- 五 作業科程及工錢率を成るべく一定しては如何
本項は成るべく一定すること、し樺戸監獄に於て草案を調製し各監獄に回議の上決定する

に掲げたる久米金彌氏の來賓代表演説あり最後に本會總裁の演説ありて總會を閉ち式後除與として薩摩琵琶講談浪花節落語等ありて歡興湧くが如く諧謔の妙抱腹に堪へざらしむるものありそれより來賓及地方部長には本會食堂其他の控室を裝飾し一般會同者には法曹會樓上を借受け食堂に充て何れにも立食を供し散會したるは午後七時なりき同日來賓として招待したる重なる人は司法省の高等官一同内務省警視廳等關係官廳一局長統計局長知名辯護士監獄官練習所の講師及本會と關係深き朝野の名士竝に本會名譽會員諸氏にて會同者は三百名に上り當日の挨拶報告其他左の如し

小山會長の挨拶

これより監獄協會の第一回總會を開きます。財團法人の監獄協會は今月初めに生れましたので。永らく監獄協會として續いては居りましたけれども今日が第一回でありますから是は記念すべき日と存じます。時間が後れて居りますから唯だ聞くことだけ申上げます。是から諸般の報告を致します。

豊野理事の事務報告

私は例に依りまして昨年以来本會の事務及事業の概要を御報告致します。昨年の總會に於て本會を法人組織に改めるといふ決議

こと

六 作業種別食量を成るべく一定しては如何
前同斷

七 病氣其他の事故に依り減食の執行を停止したる者に對し其執行をなす場合に於ける食量及懲罰執行中犯則したる者の減食並に病氣中減食處分を受けたる者に對する食糧の標準を一定しては如何
本項は犯則當時に於ける現業の常食を以て標準とし病者の減食に對する亦同し

八

免囚保護事業の獎勵方如何
本項は地方長官及其他の團體と協力し一層救済の實を擧ぐることを

○本會總會の顚末

典獄會同の機を利用し例に依り本月十一日午後一時より本會總會を開き第一次に會長より開會の挨拶あり次々豊野理事より事務の報告藤澤理事より會計報告ありて議事順序となりしが議決すべき事項なかりしより來賓の演説に移り別項の講演欄

になつて居ります。其後理事會に於きまして財團法人の組織となすに決議致しました。即ち財團法人に於ける寄附行為規定を立案致しまして是に各地方部長諸君の御意見を伺ひました處が、別段に御意見もございませぬので、即ち其儘一字一句も變更致しませず司法大臣の認可を経ると同時に登記の手續を了し今會長閣下より御宣告の通り財團法人の成立を見るに至つた譯であります。登記を受けました本會の財産目録の總額は動産不動産を合して五萬七千圓であります。又御承知の通り本會の總裁は司法大臣の職にある人を推薦する規定になつて居ります。今回司法大臣の更任に就きまして前總裁は自然其職を去られた譯になりますので、改めて現任松田司法大臣閣下を本會の總裁に推薦することになりました處幸に御快諾を得ましたことは本會の最も光榮と存する處であります。尙ほ同時に前總裁の閣下子爵閣下及び前きの司法大臣波多野男爵閣下を本會名譽會員に推薦を致しました。又御承諾を得ましたことは共に本會の光榮と存する次第であります。

本會の役員は法人の組織になりました。理事は従前と同様引續き總裁より囑託を蒙りまして其任に當ることに相成りました。但し藤澤典獄は本會の位置が果鴨監獄と餘程遠隔の爲め執務上影ながら不便なるが故に此機會に於て會計主任を辭したいといふ御申出がありまして會長閣下は事情止むを得ざるものと認められまして其辭任を承諾せられた次第であります。今後は眞木理事を煩す外あるまいと云ふことで、同君に會計主任を囑託せられました。同君は多忙であり且つ庶務會計共に兩事務官が擔當することは如何であらうか成る可く他の人を頼みたいと云ふ御意見もありまし

たが實際懸け隔つて居る他の典獄の方を煩すことは、藤澤理事と
同然なる不便がありますので、同君も終に承諾せられました、誠
に本書の幸福と存するのであります。又藤澤理事は御承知の通十
数年間引續本會の會計事務に従事せられたことは、諸君と共に
感謝すると同時に、其功勞は忘るべからざることを存じます。

今回寄附行為に規定致しました事項は極めて簡單なるものであ
りまして、即ち現行本會の規則の内より法律上是非規定を必要
とする事項を殆んど採擇したものでありまして、別に本會の規
則を制定する必要があるけれども敢て事柄に於て改正を加ふ
る必要は認め居りません、何れ理事會の決議を経て整理致す積
りであります。

次に御報告致しますことは、昨年の總會に於きまして、飯田
町の本會所有の地所家屋を賣却し而して本會堂を當場所に建築す
るさいふこの決議になり、其處置一切は擧げて會長の處理に一
任すると云ふことになつて居ります。本會を當場所に建築致し
就きましては第一着に敷地として司法省の構内借用の手續を致し
ましたが、最初は少なうとも三百坪位は借用致し希望であり
ましたが、司法省に於きまして將來建物の計畫上希望通りには參
らない事情があつて、漸く二百七十三坪借用し而して進んで
掘り凡そ、一萬六千七百坪の見込を以て建築の計畫を立てたので
ありますが、最も惡くての設計は山下啓次郎君、横濱勉君に囑託致
し其監督の下に設計致しまして設計圖案も數種出来ましたが、何
れも長し短して其時々議論百出甚だ取捨に困つたのであります。最
後に出来ましたのは最も適切なものであつて、それに會長閣下が

を告ぐる場合に於ては、北隣に法曹會の建物がありますから、互に
之を供用する便利もありますので、現に本日の如きも法曹會の一
部を食堂に借用して居る次第であります、而して本館新築竣工と
同時に二萬圓の火災保険を附して置きました。

次に申し上げますことは、飯田町の本會所有の地所建物の處分
であります。爾來賣却の手段を講じましたが、情て實際之を賣る
に當りまして意外に、實地を見る者は種々の缺點を申すのであり
ます。第一砲工工廠及び汽車の煤煙甚だ散れ来る事、第二は汽
車の音響の甚しき事、第三は彼の土地は商業を營むべき場所にあ
らざる事、第四は地質が甚だ濕地である。何人が見ても此四つの
缺點を擧げるのであります。實は私共の考へでは彼の建物を其儘
利用する人に賣れば幾分か高く賣れるであらうと思ひましたが
さう註文通りの買人がないので、實は甚だ苦心致しました。偶々
相談に乗らうかといふ者は建物は要らぬ。地所丈の購入と云ふが
如く、建物は殆んど眼中に置かぬのであります。然るに偶々鐵道
院に於て、將來飯田町の停車場を擴張するといふ説を聞かして、
實は私が鐵道院に參つて計畫模様を尋ねました處、將來擴張の計
畫ありと申すので、幸ひ監獄協會の所在地は鐵道院の所有地と接
續して居るから買上げて貰ひたいと云ふ交渉を試みました處、何
分の詮議を盡して見解と云ふことでありましたが、爾來何等の返
答を得ないのであります。實は此建物の建築も成べく至急に着手
致したいといふ考へがありましたが、相成べくは彼の地面を買つて
然る後に着手致したいといふ考へがございまして、自然此
建築も遲延致したのであります。實は鐵道院からも何等の返事も

自ら筆を取られて、間取り等多少修正せられたのが即ち此建築の
圖案と決定致したのであります。而して之を因徒の手で建築す。
か若くは受買に付するかといふ問題が生まれ、一應の調査
は致しましたが、何分にも之を因徒の手で建築するもの致しも
すさ非常の手数と又非常の時日を要する、又費額に於きまして
左程の相違がないのである。結局之を請負に付することが便宜で
あるといふことになつて、之を監獄課の専門の方に依頼し、
東京市内に於て最も信用ある四五人の請負人を指名し、競争的の
見積書を徴したのであります。其最低額は一萬六千七百廿圓最高
額は二萬圓前後で、適當の見積と認めまして即ち一萬六千七百二
十圓を以て同人と請負の契約を締結致しました。本館の建坪は九
十六坪で階上階下附屬建物を合すれば總坪數は二百四十四坪であり
ます、昨年十二月一日を以て起工し本年五月三十一日を以て全
竣工致したのであります。工事中は専務監督として技手一名相屋
ひ龜其上終始山下横濱兩君の監督を煩はした次第であります。情
て建築に着手致しました處が第一に地盤が極めて軟弱であつて、
到底長期通りの工事が出来ませぬので、大に設計を變更して此地
盤を固めるとか、其他敷物或は窓等總稱此建築費に要しました
額は一萬九千二百圓であります。請負金額は一萬六千七百二十圓
でありますから、それを差引ますと二千四百八十圓と云ふもの
が契約金より増加したのであります。而して今日の如き大會合が
ありますと多少弊害を感じますけれども、敷地及費用上の關係に
於て此上擴張することは出来ませぬ、會合の性質に依て萬一弊害

なし、一方どうかと申す前に申したやうな状況でありましたか
ら、殆ど一時は絶望の有様でありましたが、本年一月に至り圖らず
も鐵道院から豫て話の地所は買はうといふことの申込があつたの
であります。鐵道院に於きましては實際附近、最近の賣買價格及
び登記所などに就て餘綿密に調査致したものと見へまして、先
方から打つて出ました額は地所建物を引つ括めて坪四十圓であり
ます。理事會に於きましては豫てより少なくとも一萬六千圓乃至
八千圓迄位ならば買れるだらうといふ相談を致して居りました。
ところが右申す通り鐵道院の申出は、家屋地面引つ括めて坪四十
圓と云ふのであります。飯田町の地面は坪數が三百三十三坪あり
ますから之を坪四十圓と致しますと、一萬三千三百廿圓になりま
す。當方の見込額と非常の懸隔がありますので、更に進んで鐵
道院に向つて屢々折衝往復を重ねました末に一坪に付九圓増額し
て即ち一坪四十五圓、合計一萬四千九百八十五圓で買取らうと云
ふ返答を得たのであります。鐵道院に於きましては飯田町停車場
の擴張は將來の計畫に屬するので今必要に迫つて居る譯でない。
今買つて置けば唯將來の便宜であるといふ理由を以て鐵道院總裁
の決裁を経た譯であるから其以上の増額は迎へ出来ぬとのこと
で此上猶交渉致しましたも到底無益のことと思ひましたから、こ
ちより交渉斷絶を申込んだのであります。然るに稍々暫く経ちまし
て鐵道院の方から折角の相談を無にすることも遺憾である、尙相
談に應ずる多少の餘地があるかも知れぬが、再考したらどうかと
いふことを交渉し來つたのであります。其後種々交渉の末終に一
萬五千五百圓で買上げのことに交渉が纏つた譯で丁度一坪に付四

十六圓五十錢なり。實は其際價額に付き一時は非常に騰貴致しまして、尙ほ其以上に買取人があはしないか、餘り安くはあるまいかと云ふ懸念がありたけれども、若し之を破談にして而して他日一萬五千五百圓に買取り人がなかつたときには甚だ困る譯でありますから斷然買取るべき機會なりと決定致しまして手離した次第であります。格段なる不適當の價額ではあるまいと信じた。新築費の總額に前述の通り、一萬九千二百圓で、地所家屋に賣却代が、一萬五千五百圓でありますから、差引三千七百圓、持ち出した譯になります。

次に御報告致しますことは本會の事業と致しまして今春第三回の監獄官講習所を開設すべき筈でありましたが此會室の新築中であり且つ何時舊館物を搬送院に引渡すか分らないで、場所に差支たる爲め終に本年に己むことを得ず先月を以て閉じた譯であります。此計畫に就きましては本省を始め各地方部長諸君は非常の御熱心を以て御賛同下さりましたので本會の計畫が都合よく行はれましたことを感謝致します。此度は單り看守長に止まらず尙ほ看守迄も教習せしむることに決定致しましたが幸に各部長諸君に人選のことに就きまして深く御注意を下さいましたものと見へて、今回の生徒は比較的其人を得て居るやうに存じます。又年齢に於きましては昨年の生徒は平均年齢が三十八歳でありましたが、今回の生徒は三十六歳平均になつて居りまして比較的壯年の人が参つたのであります。但し今年は學期が前年よりも一ヶ月短いのでありますから、其成績はどうであるか密に心配して居りますけれども、各講師の熱心なる指導と、生徒諸子の非常なる勉強さの

實況を見ますと、其成績は恐らくは勝ることも劣ることもなからうと思ひます。それから寄宿舎は昨年は築鴨、東京の兩監獄内に設けましたけれども、今年は築鴨は遠隔でありますから、東京監獄の二ヶ所に移りました。本名瀧典典は練習所の幹事として寄宿舎のことに關しましては取締局端始終御心配下さいましたので何等の不都合を認めざるのみならず生徒諸子は非常に満足な致して居りますから御安神を願ひたいのである。

昨年以來地方部長の中畑君、富永君、角尾君を失なつたことは監獄事業の爲め深く惜むのであります。之に對しまして在職中の功績及び在職年數などを酌致しまして、相當の金額を遺族に贈與致しました。其他獄職員にして退職若しくは死亡致しましたものに對して、本會の規則に依て金額を贈與致しましたのは約二百六十三人でございます。其金額は總計千九百四十圓であります。但し職務の爲めに死亡した者は昨年は一名もございませぬ。

本年度間に文書を取扱ひました数は五千六十三件前年度より増しますこと二百四十件で會員の増加に伴ひ漸次本會の事務が繁劇を加ふるの傾向を存じます。

それから昨年總會の時分に御報告致して置きました監獄法規の編纂であります。非常の遅延致しまして、今漸く出版致しましたので此頃各監獄に向けて、相當に御送り致して置きました。實は御註文も待たず、甚だ押賣りが多いやうなことに相成ましたけれども、それに就きましては司法省の當局の方でお打合せを致して必要と認むる部數を御送り致した次第でありますから、懸

しからずお含みを願ひます。

以上は前年度に於ける本會の事務及び事業の概要でございますが、御承知でもありませうが本會の創立以來本年は、丁度二十四年目になります。幾ての宿題たりし法人組織も成立致しましたので、又斯ういふ便利なる場所に、新築館物が出来ましたので、先づ以て本會の基礎は、略ぼ並に確立せられたものと申しても宜からうかと思致します。尙ほ進んで將來時勢に適切なる事業を計畫致しまして益々國家の獄政を翼賛致したいと存して居ります。それに就きましては將來本會の發展上社會のあらゆる階級より廣く會員を募集するといふことは其手段の一つで甚だ必要のごとく考へます。現在會員の總數は、一万二千二百七十四名であります。昨年總會當時の現在數は、一万八百六十六人、と御報告致したやうに御憶致して居ります。即ち昨年に比較致しまして、四百八人増加して居ります。畢竟地方部長諸君が、熱心に御盡力下された結果と深く感謝して居ります。實に會員の大多數は相も變らず監獄職員で、全く職員以外の會員は僅々二百六十餘人に過ぎないのであります。何卒將來も會員募集に就きましては、尙一段の御盡力を希望致す次第であります。(拍手)

藤澤理事の會計報告

私は例に依りまして會計の報告を致す光榮を有するのでござります。會計のことは御承知の如く數字并りでありますから其煩を述べる爲め。各條中に就て一々説明は申上げませぬ。地方部長の御手許には報告書を印刷にして差上げてございますからそれに就て御諒承を願ひたい最も御不審のこともあらば此場合御辭

酌なく御質問を願ひたいと思ひます。御承知の如く監獄協會の會計は政府會計年度と同様、四月一日に始まり三月三十一日に終るのであります。即ち唯今御手許に差上げてあるのは昨年の四月より本年三月に至る迄の報告でございます。目下の現状は之とは相違して居るのでございます。唯今豊野理事より御報告のありました、建築に就きましての詳細なる御報告は明年になるのではございませぬが、此建築費、一万二千五百餘圓、建築場監督手當、百十四圓餘といふものは昨年度内の支拂に係るのでありますから之に入れたのであります。總決算は明年の總會の時に致すことに相成ります。大體の計算を致しましては此建築費を除きますれば、前年度よりは少しく經費が減少して居るのでございます。此決算報告に對しまして御不審がございませぬが茲に此席を拜借して一應御挨拶を申上げたいと思ひます。

御承知の如く私は三十二年に監獄協會の組織變更の際諸君の御推薦に依り本會の會計を擔當することになつて今日に至つたのでございませぬ。性來粗放なる腦髓が年と共に益々粗放となり本職の典獄も僅かに其任を盡して居るといふやうな有様でありますから實は先年來どうか御免を蒙りたいといふ希望を懷いて居つたのであります。偶々こちらに移つて場所も遠隔であり勞之を憚りまして御免を願ひたいといふことを會長閣下へ申し出ました處が幸に御承諾を得ました。唯今豊野理事の御報告の如く今後は眞木君が會計を擔當されることになつたのでございませぬ。御承知の如く同君は極めて計數に細密なる方でありませぬ。將來同君が此會計のことに當られることは本會の爲めに非常に結構なことであると思

ひます。此際に於て承らるの問諸君の御援助に依りまして格別の不都合もなく會計の任務を全う致しましたことを御禮申上げます
(拍手)

當日會同者に配付したる會計の收支報告書左の如し

自明治四十三年四月會計決算報告
至明治四十四年三月

收入ノ部		總受高
前年度繰越高	一金五萬四千六百五拾貳圓八拾四錢九厘	總受高
會費	一金參萬七千貳百七拾貳圓八拾壹錢九厘	
預金	一金壹萬參千四百圓七拾四錢	
立替金	一金貳千參百七拾貳圓九錢	
立替金戻入高	一金壹千六百七拾貳圓也	
支出ノ部	一金貳萬六千九百四拾九圓九拾七錢九厘	總支出高
建築費	一金壹萬貳千五百貳拾壹圓貳拾五錢	
建築場監督手當	一金百拾四圓四拾錢	
雜務發行費	一金六千貳百四拾八圓九拾參錢	
雜務運送費	一金四百五圓七拾九錢	
荷造用品購入費	一金貳拾九圓九拾九錢貳厘	
荷造用品紙代	一金七拾圓也	
贈與金	一金壹千九百四拾圓也	
囑托手當	一金壹千八百圓也	

一金壹千七百六拾八圓九拾錢	練習所費
一金五百四拾圓也	手當金
一金壹百貳圓也	備人料
一金百拾六圓也	慰勞金
一金五拾四圓也	報酬金
一金四拾九圓參拾四錢	寫字生手當
一金六拾八圓也	速記料
一金貳拾圓也	翻譯料
一金四九圓八拾九錢	總會費
一金參拾七圓八拾九錢五厘	茶話會費
一金貳拾四圓貳錢也	遊別會二分補助
一金五拾參圓參拾錢	慰勞會費
一金六拾六圓也	電話諸費
一金五拾圓八拾四錢也	諸稅納金
一金八圓四拾錢	收入印紙代
一金貳拾壹圓六拾四錢貳厘	紙類購入費
一金六拾壹圓貳拾錢	通信費
一金四拾四圓六錢	官報及雜誌代
一金貳拾貳圓也	圖書刊行會費
一金拾八圓參拾錢	印刷代
一金拾五圓七拾錢	書籍購入費
一金參圓七拾錢	製本費
一金四圓參拾貳錢	點火料
一金拾壹圓也	水道使用料

一金拾貳圓九拾六錢也	瓦新代及燈具料
一金五拾五圓拾五錢	各所修繕費
一金八拾五圓拾七錢	配水工事費
一金貳拾圓九拾壹錢	備品費
一金八圓四拾九錢	消耗品費
一金貳拾圓也	制服立替金
一金貳圓九拾五錢	贈品費
一金拾圓也	一時返納金
一金參圓九拾壹錢	車備費
一金壹圓九拾參錢	運搬費
一金貳拾八圓七拾貳錢	雜費
殘金ノ部	總殘高
一金貳萬七千七百貳圓八拾七錢也	
內譯	
一金四百八拾七圓也	保證金
一金貳萬六千圓也	定期預金
一金八百八拾九圓四拾四錢	當座預金
一金貳百圓也	本月預金
一金拾八圓七拾五錢	建築費未精算
一金百七圓六拾八錢	現在金
資產ノ部	資產高
一金五萬四千七百六拾五圓七拾壹錢貳厘	保證金
內譯	
一金四百八拾七圓也	保證金

今同ノ決算ハ明治四十三年四月ヨリ明治四十四年三月ニ至ル滿一ケ年間ノ收支ニシテ會費ノ收入ハ前年ニ比シ五百七拾餘圓ノ増額ヲ見シハ漸次順調ニ歸シタルノ外ナラズ預金利子ノ四百八拾餘圓ヲ減少セシハ四分利ニ改メタルノ餘義ナキニ立至レバ爲メナリ制服立替金ハ新ニ立替ヘタル僅少額ノ除クノ外悉皆回收セリ即チ收入一ケ月ノ平均ハ壹千四百四拾八圓參拾壹錢ナリ支出ハ前年ニ比シ著シク増加セシハ當協會ノ新築費ヲ要セシガ爲メナリ又雜誌發行費ハ掲載事項多ク往々紙數ニ超過テ來シ印刷費ノ増加アリシモ尙ホ幾分ノ減額ナリ修繕費ノ減少セシハ舊建物ノ修理ハ必要ト認メサルニ由レリ其他運送費、贈與金、囑托手當、練習所費、備品、消耗品費、等ニシテ節約ヲ加ヘ得ヘキ數目ハ總テ節約減シタレドモ尙ホ支出一ケ月ノ平均ハ貳千貳百四拾五圓八拾參錢ニシテ收支ノ差ハ九千五百六拾九圓九拾四錢九厘ノ支出増シトナレリ是レ主トシテ臨時建築費ヲ要セシガ爲メナリ然レトモ四十四年度於テ舊敷地建物等ノ賣却代ナ收入セバ臨時建築費ヲ支出スルモ

ホ一ヶ月百拾六圓餘ノ増収ヲ見ル計算ナリ詳細ハ各項ニ就キ說明
スル所アルベシ
建築費 是レ臨時ノ支出ニ屬シ四十三年度内ニ竣工スルニ至
ラズ漸ク本年五月ニ至リ竣工セリ之レニ要セシ費用
ハ最初豫算ノ定額ニテ落成セリ
建築場監督 是レ亦臨時ノ費用ニ屬シ單ニ請負人ノミニ放任セバ
組造竣成ノ箇所アルハ免レザル所ナレバ技術家ナシ
テ監督セシメシ謝金ナリ
雜費 一冊ノ參錢八厘ト改定セシ結果紙數ノ超過セシニ拘
ラス尙ホ減額セリ
雜費通過費 當會ニ於テ直接發送ヲ取扱ヒタル實際ニ要セシ費用
ナリ
贈與金 四十三年度ハ定員減少ニ伴ヒ退職者ノ多キ爲メ近年
稍ナル贈與ニシテ前年ニ比シ約九百圓ヲ増加セリ
囑托手當 昨年ハ萬國監獄會議ニ我政府ヨリ當會理事眞木喬氏
出席セシト尙ホ東西兩本願寺ヨリ監獄救護師二名ヲ
派遣セラル、ノ好機アリシヲ以テ本會ハ海外ニ於ケ
ル監獄事務ノ取調方ヲ囑托セシ費用ナリ
練習所費 昨年度ニ比シ大差ナシ
報酬 茶話會席上ノ講話ヲ知名ノ士ニ依頼セシ報酬ナリ
寫字手當 練習所開設中筆記セシメタル費用ナリ
茶話會費 前年度ト組ホ同額ナリ
慰勞會費 本會役員年末ノ慰勞會費ナリ
修繕費 著シク減セシハ舊建物ノ修繕ハ必要ト認メシガ爲

協會の總裁たるのが便宜であるや、將た適當なるが若くは之を司
法行政部の外に求むるのが適當であるか將た便宜であるかといふ
ことは一つの問題であらうかと考へるのである。勿論司法の當局
と致して此監獄司法部に屬する以上は監獄改良のことに就ては
極力盡さなければならぬことは申す迄もないのである。併ながら
監獄協會の性質より見るときは強司法部の小天地に止まるべき
ものでなくして、廣い意味のものであるといふ感想も起るので
あります。却つて之を國民的に致す方が最も宜しいといふこと
もありはせぬか。之は私の唯だ胸中に疑問を懷くのである。先づ之
を國民的に致したならば尙ほ一層協會の事業が擴張せられ、
從て其結果は益々以て監獄の改良を促すことが出来るかも知れぬ
私は斯ういふ感想を懷くのである。勿論之を問題として諸君の討
議に附するといふ積りでないが唯一の問題として講究すべき點
ではないかと思ふ。司法大臣の職に就くと同時に監獄協會の總裁に
なるよりも、寧ろ監獄協會の總裁が司法大臣になつた時には其總
裁の職務は辭する方が却つて適當ではないかといふ位の考へを有
たぬでもありませぬ。それ故に之は今後協會の事業の擧かるや否
やに最も關係を有つかと思ひますから、一應私の疑問を茲へ打出
して今後諸君の御參考に供して置かうといふので唯だ茲に一言を
申ししたのであります。

今申す如くに協會の事業は決して監獄内に限る可き事柄ではな
いのである。詳言すれば監獄其物の仕事よりは協會の事業は益々
其範圍を廣くすべきものであると思ふ。協會の活動に依て監獄
の改良を圖つて行かなければならぬ。故に此協會の事業は監獄其

送別會補助 海外派遣ノ當會員送別會開催ノ際不足分ヲ補助セシ
費用ナリ
其他ハ平年ト大差ナキヲ以テ説明ハ略スルモ御不審ノ廉アレバ質
問アリタシ

會計事務報告の後會議に移る

○小山會長 是から事務上の會議を開く譯でございませぬ、が
理事側からは何も提出するものにはございませぬ。會員諸君の中で
御提出がございませぬれば議事を開きます。

○會員田中義達君 當總會に於きまして會員は何等議に付
すべき議案もございませぬ。

○小山會長 それでは會議は別に致しませぬ。

▲松田總裁の演説

諸君、私は此監獄協會の總會を開かるゝに當り茲に諸君とお目
にかへることを得ますのは誠に欣然の至りでございませぬ。情
に又一應御挨拶を致すのは、不省本會の總裁に推薦せらるゝの光
榮を荷ひました、固より私は監獄の事務に就ては極めて不案内
の者であつて、此責任を全うすることは至難であらうと考へるの
であります。然れども承つて見ますれば今日司法行政部の首腦た
る人を協會の總裁に推すが宜からうといふ趣意よりして斯の如く
推薦を蒙つたといふことでございませぬから、先づ以て私が之を引
受けなければならぬ今日の職務を存じて諸君の推薦に應じ一先づ
承諾をすることに致したのであります。然るに私は茲に問題と
致して一言を申したいのは、司法行政部の首腦たる者が果して此

物に比して最も廣大なりと申して宜からうと思ふ。それ故に監獄
の事業といふものは種々の點に於て最も廣き關係を有し凡そ一國
の事物は其國情に依て消長を來し或は盛衰を爲すものである。如
何なる事業にても國情に應じて經營することは必要である就中監
獄事業の如きは國情に副はなければならぬものと思ふ現今我國の
國情如何を見れば海外の強國に仲間入をするといふ位に進み則ち
世界の強大國と肩を並べて居るが併しながら如何なる事物に於て
も同じ地位に立つて居るといふ考へを有つたら余程の問題では
ないかと思ふ。學藝工業百般の進歩に於て果して海外列強と並
立つことが出来るか、決して誰にも想像するものにはあるま
い。現在財政の點に於て又他の強國に並ぶ立つことが出来るかと
申せば迎も企て及ぶことではない。其他諸般の點に於て遺憾なが
ら他の強大國と並ぶ進みつゝある國情とは申されないものである。
それ故に我國に於ける各事物をして他の文明國に見る處のものに
同様にやると云ふことは容易に望み得らるゝ處ではないと思ふ
のである。成程我國の陸軍若くは海軍の軍備は比較的強大なるも
の從て戰爭に就ては決して他の強國に劣ることはない。歐羅巴
の中の強國に迄打勝つたといふ如き好評を博して居る。此點を以
して申したならば聊か誇るべき點かも知れぬが然れども海には幾
多の戦艦を備へ、陸には數萬の軍隊を有して之を運用する丈の
實力がなければならぬ。其の運用實力に於て他の列強に比し充分
なりと申すとは出来まいと思ふ。監獄協會の事業も成べく之を擴
張する必要があることは勿論なるも今日吾國一般の財政は誠に困難
なる事情あることは諸君の御承知の通りである。而して世の中に

は獨り監獄協會の事業のみではない。種々雑多の事業がある。斯の如き有様であつて見れば、此監獄協會の事業を擴張するに就ても亦容易ならぬことであらうと思ふのである。それ故に此協會の幹部に居らるゝ諸君並に協會員たる諸君は此點に就て研究がなければならぬと思ふのであるが、さりとて之を如何にすれば宜しかかといへば、監獄協會に於て唯だ此小人数の協會員に於て大に事業を擧げるといふことは余程困難であらうと思ふ。一面に於ては國家の力も待たなければならぬ。又國家の力を借りるに致せ随分多方面に亘つて力を借らなければならぬことであらうと思ふ。若し此目的を達せんとするに於ては單り司法部の力では出來るものではない、必ずや他の各省の機部分には關係を致すことがあらうと思ふのである。故に之を司法部の一部に限つて研究を致しても到底目的を達する譯には行かないと思ふ。故に研究を致すに就ては斯の如くすれば此協會の目的を達することが出来るといふ種々の點に就て研究をされ、而して其結果として若し内務に關係を有つことがあつたならば内務の當局者に就て之を謀らなければならぬ又農商務の方に關係を有つことがあれば農商務の當局に之を謀らなければならぬ。其他種々の方面即ち國家的の方面に向つて之を謀ることも多々あるであらうと思ふのである。且つ又協會の事業を擴張するに就ては之を國民に謀るの必要が必ずあるであらうと思ふ。初めより租税を以て之をやるといふことは出來得べからざることであつて見ますれば、況んや國民に訴へて而して協會の事業を盛大にするといふことを研究も致さなければならぬと思ふ。要するに専門家たる諸君のごときであれば此點に就ては平生お考

へがあることであらうと思ふけれども、私は茲に遠慮たるの職務を一時でも引受けたる以上は共に俱に力を盡さなければならぬと思ふのである。勿論最初に申したる如く私は極めて不案内の者でありますれば、専門家たる諸君の經營盡善其宜しきを得る處に御依頼を致して、私の職責を全うすることより外はないと思ひますから、尙ほ又今後諸君一番御奮發を下されて此協會の事業の舉かることを希望致す次第であります。茲に御挨拶々一言を呈した次第であります。(拍手)

○本派本願寺の在監死者追弔會

東京築地の本派本願寺別院にては例に依り典獄會同の機を利用し本月十一日午後一時在監死者追弔會を執行せり會する者は司法大臣代理として福井秘書官、小山監獄局長以下監獄局高等官並典獄等六十餘名にして大谷尊由師導師として壯嚴なる式を行ひ列席者の焼香ありたり當日福井秘書官の朗讀したる松田司法大臣の式辭左の如し

臨法會辭

均く是れ人なり或は嫌疑に罹り或は刑網に觸れ幽囚屈枉の身となること既に哀む可し況や不幸にして未決俘中に死し囚役期中に亡し甚たしきは刑死を以て一生を終る者明治の代既に其の幾

許なるを知らず嗟乎是れ何の因果をや是等惘然なる者の爲めに追福修善得脱歸佛の施法以て其靈魂を慰安するもの洵に慈悲の業と謂ふべし日本派本願寺の築地別院に於て在監死者追弔法會を施行せらるゝは蓋し其功德幽冥に遍及し所謂幽因の鬼化して淨界に入品し嗽々の音變して歡喜の聲となる誰れか此舉に同情せざらんや余司法の當道として特に此れに感ずるもの深し乃ち一言以て之を讃頌す

明治四十四年十月十一日

司法大臣 松田 正久

○本派本願寺所屬の教務所長

協議會

本派本願寺に於ては同派所屬の監獄教誨師にして現に教務所長の職に在る者四十名を召集し本月二十三日より一週間東京築地の同寺別院に協議會を開催する、ことゝし二十三日には其開會式を擧ぐる筈にて同日は松田司法大臣次官局長以下監獄局高等官を招待し其翌日より各自より提出したる協議事項及司法省より回付したる事項に就き協議す

る由因に從來一二回同派教務所長教誨師を召集したることありしも主として教務講習の目的に出でたるものにて専ら教化事項を目的として協議するは今回を以て嚆矢とすと

○事變の豫防に就て

逃走自殺等の防止に就ては夫々注意せらるゝは勿論なれども往々輕々に看過する結果之れが防止の手段を講ずるに至らざるものあるは遺憾にして去る頃松江監獄に於て縊死者を出したるが如き亦其一例なるが如し右に付き松江監獄典獄の訓示したる要旨を左に掲げん

昨朝自殺を遂げたる刑事被告人某は其前日妻の兄某が接見したる際舉動に怪しき點ありたるのみならず遺言に似たる談話を爲したるに依り兄某は私に懸念し居りたる趣なるに立會者戒備者とも冷然何等感ずるなく之を察知するに至らざりしは注意を欠くものと云はざるへからず尙縊死者某は這回縊首せし痕跡の外に頸部に縊死を企てたる舊痕を存するに裁判所出廷、入浴、運動、接見等より還房の場合身體検査を行ひながら其痕跡を發見せず又縊首するに手拭二筋の中にハンカチーフを卷込みたるものを頭に巻き居りたる狀より推測するに曾て一たび縊首を企て未遂に歸し苦痛を感じたるものなるを知り得へく常用外不用の手拭を持たせ置くが如き甚だ思慮の足らざるものと云はざるべからず自今戒護監督を嚴密にし失態を重ぬるか如き事なきしむるを要す

○逃走事故

▲秋田監獄外役場より逃走

秋田監獄拘禁中の詐欺取財窃盜横領犯懲役一年伊藤久治郎(二十三歳)は客月十八日煉瓦製造用の砂利を採入れる爲め外十一名の囚徒と共に監獄を距る十丁許りの雄物川附近にて就業せしめんとて河舟四艘に分乗せしめ看守三名を付したるに就業場所に到るや前記囚徒は上厠を請ひ看守は之を容れ半身を隠すべき河邊雜草の中にて用便せしめたるが隙を窺ひ其場を逃れ其地域の荊棘繁茂せる中に潜入り形跡を失したり逃走場所は殊に逃走に便なる且つ容易に發見し得られざる場所柄なるを以て豫ねて注意しつゝありしも戒護者の寸隙を窺ふに敏なる囚徒の事とて遂に其失策を醸し且廣漠たる原野に荊棘叢生人頭を没する許りにて朝來の強雨さへありて氾濫し捕縛するに至らざりし由

▲吳出張所被告人の逃走

廣島監獄吳出張所に拘禁中の竊盜五犯被告人米原市郎(二十九歳)は客月二十五日朝看守戒護の下に

監房を出て洗面を終はり復監房に入りしが其際監房に鎖輪を施したるも不完全なりしを知り看守が房前を立去りたる隙を窺ひ房内より扉を排し脱出し其れより三間を隔てたる小使所窓を攀越し表門の小門を開き逃走せり折柄巡視中なりし看守部長は之を目撃し直に追跡し同所を距る一丁許の地に逃げ民家に潜伏せんとするを取押へたり

▲青森監獄耕作地より逃走

青森監獄に於ては本月二日耕作地の雜草を芟除かしむる爲め十七歳より二十歳までの未成年者十名に看守二名を附し業務に就かしめたるが其一團に在りたる竊盜懲役一年初犯高田要助(十八歳)は看守の隙を窺ひ現場より逃走し監獄所屬地に接續せる民有地にして雜草繁れる荒蕪の地に潜伏し其踪跡を晦ませり其れと知たる看守は勿論後援に赴きたる看守一同は隈なく搜索したるも逃走したる地域は西南に連亘する大小岡嶺數岐に流れ範圍頗る廣漠なる爲め日没に至るまで終に其影を認め得ざりし然に其道路より考察し少年思鄉の念に驅られ多分郷里に向ひしにあらざると思ひ地理に通する

吏員をして特に捷徑を取りて追躡せしめ且つ沿道殊に郷里近き驛の前道に當る警察署に警戒を託し置きしに果して郷里方面を指し疾走し來るに會したれば追跡したる吏員は猶豫なく逮捕したりと

▲網走監獄外役場より逃走

網走監獄にては客月三十日囚徒五十三名を一團とし監獄を距る北方約三丁の瓦工場に於て監獄建築工事用の瓦製造に就かしめたるが戒護の方法は工場を二區に區別し甲區には三十名を配し看守二名をして戒護せしめ乙區には二十三名を配置し之に看守二名を附し尙工場側面に高見張所を設け之に携銃看守を配置し看守部長一名をして監督せしめたり囚徒は二人連絆とするときは作業上不便なるより比較的危険ならざる囚徒を選び獨鎖を付し特に戒護を嚴にしたるが其囚徒の一人謀殺九犯無期徒刑中井辨吉(四十三年)は午食の際他の囚徒より殘飯を貰ひ食せしを一看守に於て見付け取調べたるに彼は只管罪を謝し宥恕せられたしと哀願せしも看守は私に犯則を默過するを得ざる旨を告げ其儘作業を繼續せしめたるが午後二時頃戒具を檢

査せる際にも彼は看守に對し犯則を謝し宥恕を請ひ看守は前言を繰返し答へしに囚徒は大に不滿の色を現はし就業しつゝありし由なりしに二時三十分頃彼は練土用の鉄柄を持ち就役の體を装ひ徐々工場外に出てしが工場外に出づるや北方の山腹を目覓け逃走せり前記の看守は之を認め「何處へ行くツ」と大喝し追跡すると共に急を報したるより看守部長は他の看守をして殘囚を引續め戒護本部に急報せしむると同時に追跡したるが彼は早くも人頭を没する荊棘中に其姿を隠したり是に於て更に追跡看守を増し一面警察署に急報し搜索に努めたるも荊棘繁茂し森々人目を遮り當日其形影を捕捉するに至らず其翌日又搜索を繼續せしも其効を奏せず然かも刻々嚴重なる搜索を爲しつゝありしに同日午後八時三十分頃彼逃走囚は突然歸來門衛看守に自首せり依て其犯行を調ぶるに全く前記の如く犯則の免除を乞ふも聽入れられざるより自暴自棄の念を起し逃走したるも各所の警戒嚴にして遂げ難きを知ると共に非望を悔ひ訴窮するに至れりとして叩頭陳謝せりと云

▲洲本分監炊場納屋より逃走

神戸監獄洲本分監拘禁中の窃盜詐欺初犯懲役一年四伊藤助市(十六歳)は本月二日午前七時頃より外七名と炊事納屋に藏める麥を乾燥しつゝありしが何時の間に炊事場納屋にある漬物桶の中に潜みたるを看守が心付かず他の囚徒が引揚げたる囚徒を工場に歸らしめ點檢し始めて其姿を見當らざるより驚きて搜索したるも何等手懸りを得ず然るに其翌日午前八時二十分頃分監を距る十五六丁なる千草村に新築中の民家へ逃走者らしき者忍び來りたりとの報に接したるより直に看守を派したるに己に其場を通れたる後なりしを以て其附近を警戒しつゝありしに午後九時頃同所住吉神社神具小屋に潜伏せるを取押へたり逮捕後取調ふるに漬物桶より出て納屋の後方窓の格子竹を折り納屋より脱し裏の土塀を越へ裁判所構内に入り更に山林内に逃走したるものにして一時姿を隠し期滿免除の時期を待つ積りなりし旨申立てたりと

▲宮崎監獄耕作地より逃走

宮崎監獄拘禁中の窃盜三犯懲役三年外山正一(二

十歳)は本月十日耕作地小屋前に於て外七名の囚徒と共に薪割を爲しつゝありしが午前九時頃看守の隙を窺ひ小屋の西側に肥料の積みあるより其後ろに廻はり茶園に沿ひて逃走したり戒護中の看守は追跡すると同時に急報したるより直に他の看守をして追跡せしめ現場より十丁を距る田圃にて追付き取押へたり

▲東京監獄外役場より逃走

東京監獄に於ては本月十日屎尿捨場の工事に二十六名の囚徒を使役し看守五名を附し戒護せしめたるが別に囚徒十二名に看守二名を附し其附近に於て煉瓦撰を爲さしめたるが煉瓦撰の作業は午後一時頃終了し同所を引揚ぐる際前記工事に従事せる戒護看守の一人は煉瓦撰を終りたる囚徒中の四名を工事に使役せんとし煉瓦撰囚徒を戒護せる看守に其引渡を求めたるに煉瓦撰を終り引揚ぐる折柄とて擅に其引渡を爲したり其引渡を受けたる四名は前記廿六名と合せ右工事に就かしめたるが午後三時頃囚徒一同に上厠を命じ工事場の假使所に行かしめたるに其一人なる窃盜初犯懲役六月小竹佐

吉(二十三歳)は指定の便所に入らず其附近の糞溜所に到り同所は戒護看守の視線の届かざるを知るや逃走せんと企て潜かに同所を抜け舊市谷監獄敷地の雜草繁茂し殆ど人頭を没する地に逃込み踪跡を晦ませり其事實を認めたる看守は直に追跡し監獄よりは看守長看守數名を派し嚴重に搜索したるも其姿を發見せず搜索の後手段として刀を抜き雜草を薙立て始めたるに果して雜草中より姿を現はし謝罪したるに依り逮捕收監したり

各地通信

○和歌山たより

(在監死亡者追弔法會)

和歌山監獄報

九月二十四日秋季皇靈祭をとし和歌山監獄内教誨堂に於て明治六年一月以來の在監死亡者七百六十三人の追弔法會を執行したり其次第は午前八時三十分を期し受刑者全部を集め本派本願寺採訪副使

兼和歌山監獄の森別院輪番萩生瑞智師導師となり同院所屬專念寺住職臨時駐在布教使古川龍玉師教連寺住職承仕萩野惠立師松專寺住職承仕小川諦真師善勝寺住職竹内善海師和歌山監獄教誨師一乘了然師同佐藤謙美師出獄人保護事業設立者和歌山醇厚會主林泉寺住職竹島文伶師同評議員高松寺住職松尾賢龍師陽明學の大家なる官幣中社龍山神社宮司正六位勳六等倉田續翁(八十五歳)外に伶人五名參列し之れに典獄始め各課所長看守長監獄醫藥劑師列席の上法筵を開始したり佐藤典獄は明治六年以來同十二年三月迄本縣海草郡宮前村字新中島に埋葬せし遺骨の所在の調査を遂けたる頗末より其以後に於ける埋葬地及死亡に關する來歴を在監人に告げ續て讀經勳行を終り一乘教誨師佐藤教誨師兩人の弔詞あり佐藤典獄各課所長焼香の後受刑者總代一名焼香し次に一乘教誨師御文章拜讀を行ひ夫れより輪番萩生瑞智師の教誨及儒者倉田續翁の教訓あり孰れも長時間に涉り言々語々熱心に感化に導かれ其狀恰も慈母の愛子に於けるが如く在監人一同多大の感動を與へられ一人として頭を垂れ

涕泣せざるものなき狀況を呈せり閉會せしは正午十二時二十五分なり

○松江たより

(在監死亡者追弔法會)

松江監獄報

松江監獄に於ては九月廿四日秋季皇靈祭を卜し昨年の例に依り在監中死亡せし者の爲めに監獄教誨師兩名の外市内順光寺、眞光寺、明宗寺、本誓寺、各住職及本派本願寺第十八管區探訪使事務所瑞光録事臨場の上男囚女囚を分ち教誨場に集め左の順序を以て追弔法會を行ひたり

典獄以下着席在監者に對し追弔會を行ふ旨を告ぐ、讀經、典獄燒香、同祭文朗讀、課所長以下燒香、在監者總代燒香、典獄訓諭教誨前日典獄及教誨師墓地に臨み香花を手向け教誨師讀經を爲す

典獄の訓諭中感極つて突然卒倒したる者及教誨中座に堪へずして退席を請ひ場外に於て慟哭したる者あり殊に女監に在ては終始感涙に咽び涕泣禁じ

能はざる者ありしと云ふ

○沖繩たより

(在監死者追弔法會)

松本林太郎

拜啓秋冷の候筆硯益々多祥爲邦家奉賀候節は典獄會議開設中の事として何角御繁多の事と存候當監も在監人續々増加し出張所を併算すればやがて五日に達んとする現況に有之半開の土地柄在監者の増加は果して幸か不幸か一考を要するまでも無之と存候去る二十四日當監に於て初めて死亡者の追弔會執行せられ候延引ながら祀事御送り致候間餘白へ御掲載被下候へば幸甚の至に候

監獄の追弔會

沖繩監獄にては去る廿四日の秋季皇靈祭を期し教誨堂に於て明治十九年以降の死亡者百拾六名の爲めに追弔會を舉行したり同日午前九時卅分典獄及び當日の導師なる法水師其の他の職員一同着席し先づ典獄追弔施行の旨を告げ佛前を開扉して一同禮拜し終るや典獄はいとも莊重に祭文を朗讀し同監教務に關係多き田原兩師及教誨師の讀經ありて白骨の御文も滯りなく終了したれば先づ典獄燒香し次に囚人代表者の燒香あり

て後法水師の熱誠なる教誨ありたるが囚徒は積年の惡事に尙懺悔残りの一魄だもあらば一大事と思ひたるにやいとも謹嚴靜肅にして中にも感極まりて嘔泣さするものさへありたりと云ふ因に當日伊藤典獄の讀朗したる祭文は左の如し

維時明治四十四年九月廿四日沖繩監獄教誨堂に於て時差香花の奠を修め本監死亡者百十六名の靈を吊祭す汝等在世の行爲を追憶すれば蕭然膽を寒からしむるものあり然りと雖も此の聖世の恩澤に浴し懇切なる訓示の下に人道を辨へ淳々たる教誨に因り罪惡の惧るべきとを悟り纔然として改悛の緒に就きたるなり若し假すに數年の壽命を以てせば全く善に遷り以て再び良民に歸したるべし嗚呼悲哉一朝病魔の襲ふ所となり藥石効を奏せず遂に白玉樓中の人と化す豈憐むべき極ならずや殊に病中褥を慰むる親戚なく死して一掬の水を汲み一枝の花を手向くる友なきに至ては誰れか一片悲哀の情を動かさるゝものあらんや孝之深く汝等の不幸を憫み爰に追弔法會の大典を舉げ

哀悼の誠を致す幽明其境を異にすし雖も讀經の功德と佛陀の威力とに因り更に得脱する所あるへし汝等靈あらば勞瘁として來り饗けよ

○新義州便り

(九月二十五日)

山田生

拜呈筆視御健祥奉賀候節而當地は十七日より霖雨降り初め四方の景最と鬱陶しく御座候然かるに十九日に至り非常なる暴風雨となり天は怒り地は裂けんばかりにて有之候一坪何十石と云ふ雨量にて水のはく塲所さへもなき有様と相成り實に一時は盆を傾くるばかりに降りしきり天より水を流と申す方適當と思はれ候ために鴨綠江水三丈以上に増水し見る／＼水勢は砲聲をさくが如く逆まく水流は木葉の如く小船を弄し安義の川市三百間は一杯となり赤濁りの水は一面海の如く上流より流れ来る筏は組立ての儘流れ來り土手に打あたり繩をきり人をして溺死せしめ實にあはれるものにてありき二十日に至り江水と海水と合し水は河口より

浸入し來り新義市街と舊市街とを通ずる堀切川に増水し來り直ちに道路を浸し七時頃には早や新義州市街一面湖と化したれば小船を浮べ市街をねり行くものあり候小蒸汽は河口より入り來り人民の救助にかゝり民團に於ては人民の保護に力を盡して焚出しをなし玄飯一ケを配付し一方に於て給水を成し人民の饑餓に瀕するを救ふなど至れり盡せりにて人蓄に死傷はなかりしはせめてもの幸に御座候ひ廿一日に至るも未だ水は引やらず市中のものは皆疊を五尺位に積み重ね其上に眠食を成すと云ふ有様に恰も一夜船の中に眠りたる心地致し候其のあはれなる様は筆舌の盡すべきにあらず實に慘憺たるものに候余は四十二年の洪水にあひたれども其當時に比すれば五寸位増水の有様に如何に島國の日本人も此の水ばかりには閉口致し候水は二十二日の午前六時全部引去り申候も其の跡のあはれなる有様は何ともいひ盡す事を得ず實に慘狀を呈し申候一戸の損害高平均五六十圓のものにて壁は落も温突は破壊し塀はたをれ野菜は水につかり皆かれ果て貧民の如きは食するに物なく

一見ぞつと致し申候分監も市街の中央にあるを以て第一番に浸水し監房内は三尺も増水したるに囚徒は七十五名の者を二分隊に分け嚴重なる戒具をばどこし裁判所留置場へ避難致し候もごより留置場は此の在監人を收容するにたらざるためむりやり一房二三十名も押込みたるため非常なる狹隘を極め申候職員は全部非番なしにて徹夜を成し此の不眠不休の勤務從事致し候らひしが其の勤務の困難なる様は筆舌のよくする處にあらず候水は引去りし爲監房に歸りたるも水害後の臭氣鼻をつき監房内の暫時の間一趣異様の臭氣を發し何とも云へ申さざりし嚴重に消毒を施したるため未だ水害後傳染病は發生不致衛生上一般良好に御座候鮮人は卯月頃より温突生活を成しつけ居る爲め急に日本式監房に拘禁致し候へば濕氣多きためか兎角皮膚病發生し平均廿名位づゝたへる時なし未だ其の治療の効果なき模様は御座候朝鮮に於て最も平安北道の人民は勇敢にして猛烈なる者にて以前は李朝に來服せず敵愾心を有し猛惡的に餘憤を漏らしたる事も屢々ありたる模様なりしも今や昔の夢は醒

めて特に日韓合併後は一般囚情も柔順になり總て日本人の命令を遵奉し普く服従し目下過化遷善に趣きつゝ有之是畢竟日本の監獄事情が一般に感化主義に依れる結果と察し居り候先づは亂筆を以て水害の狀況並に囚情の一般を具體的に報じ置き候勿々拜具

叙 任 辭 令

(佐賀)監獄醫 江口康一郎

(安濃津)看守長 中山吉四郎

三級俸下賜

依願免本官

八級俸給與

依願免本官

熊本監獄詰ナ命ス

監獄醫ナ命ス五級俸下賜

佐賀監獄詰ナ命ス

安濃津監獄四日市分監長ナ命ス

任看守長十一級俸給與

(安濃津)看守 米川米太郎
(函館)看守長 廣部藤吉

依願免本官

任看守長四級俸給與

函館監獄詰ナ命ス

澤太監屬 遠藤正直

(千葉)看守長 山本神助

文官分限令第十一條第一項第四號ニ依り休職ナ命ス

協 會 錄 事

○財團法人組織となる

監獄協會を財團法人とする計畫ありて各地方部長に對し寄付行為規定案を添へ意見を徴しつゝあることは前號既記の通りなりしが其後賛同の回答のみにて異見の申出なきを以て愈原案通り寄付行為を確定し法人の登記を申請するに決し本月四日其手續を了したり總裁理事等從前の役員に異動なきも左に其氏名を掲ぐ

總裁 松田正久

會長 理事 小山溫

理事 谷田三郎

○寄附行爲

- 理事 眞木 喬
- 理事 豐野 胤 珍
- 理事 藤澤 正 啓
- 理事 千石 學
- 理事 木名瀬 禮 助
- 理事 森 元 祐

前項の如く確定し登記したる寄付行爲は左の如し

寄附行爲

- 第一條 法學博士小山溫ハ第二條ニ定メタル目的ノ爲メニ別紙目録ニ掲グル財産ヲ寄附シ財團法人ヲ設立ス
- 第二條 本財團法人ハ監獄事業ヲ贊助シ之ガ改良發達ヲ圖リ且少犯罪防遏ノ制度方法ヲ講究スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本財團法人ハ監獄協會ト稱ス
- 第四條 本財團法人ノ事務所ハ東京市麹町區西日比谷町一番地ニ置ク
- 第五條 本財團法人ハ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ會員ヲ設キ左ノ事業ヲナスコトヲ得
 - 一 毎月一回雜誌ヲ發行シ會員ニ配布スルコト
 - 二 毎月一回講演會ヲ開クコト
- 三 監獄ニ關スル圖書、繪畫、利具、模等型ヲ蒐集シ會員

ノ研究資料ニ供スルコト

- 四 監獄ニ關スル法令ヲ編纂シ又ハ書籍ヲ出版スルコト
- 五 外國ノ監獄協會ト通信ヲ交換スルコト
- 六 臨時總會所ヲ開設シ監獄職員又ハ拘留保護事業ノ當事者ニ其必要ナル學科ヲ教授スルコト
- 七 拘留保護事業ヲ獎勵スルコト
- 八 監獄製作品ノ標本ヲ陳列シ購買ノ紹介ヲナスコト
- 九 監獄事業ニ功勞アル會員及監獄職員ノ死亡者又ハ退職者ニ彰功狀者ヲハ金品ヲ贈與スルコト
- 前項ノ外理事會ノ決議ニ依リ必要ト認メタル方法ヲ實行スルコト
- 第六條 本財團法人ノ資産ハ左ニ記載シタルモノヨリ成ル
 - 一 別紙目録ニ掲グル不動産、不動産及債權
 - 二 會員ヨリ徵收スヘキ會費
 - 三 臨時ニ受クルコトアルヘキ寄贈ノ金品
 - 四 諸種ノ財産ヨリ生スル果實
 - 五 諸收入
- 第七條 本財團法人ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第八條 本財團法人ノ資産ハ理事之ナ管理シ日常ノ支出ニ必要ナル現金ハ確實ナル銀行ニ預入レ又ハ確實ナル有價證券ニ換フルコトヲ得
- 第九條 本財團法人ニ左ノ役員ヲ設ケ
 - 一 總裁 一名

二 會 員 一名

三 理 事 七名乃至拾名

總裁ハ司法大臣ノ職ニ在ル者ヲ推戴ス
理事ノ内一名ハ會長トシ司法省監獄局長ノ職ニ在ル者ヲ推薦シテ之ニ充テ其他ノ理事ハ司法省監獄局勤務ノ高等官並ニ東京在勤典獄ニ總裁之ヲ囑託ス

第十條 會長ハ本財團ヲ代表シ本會ノ事業ヲ監督ス

會長事故アルトキハ其指名ニ依リ他ノ理事之ヲ代理ス

第十一條 理事會ハ會長之ヲ招集ス但理事三名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ招集ノ請求アルトキ亦同シ

理事會ノ議事ハ會長議長トナリ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長之ヲ決ス

理事會ハ理事半數以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス

第十二條 本寄附行爲ノ規定ハ理事ノ發議ニ基キ理事四分ノ三以上ノ同意アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

明治四十四年九月二十九日

東京市小石川區原町十三番地

法學博士 小山 溫

○會計主任異動

本會計主任は藤澤理事擔任せられしが同氏は典獄の事務多忙なるのみならず同氏が在勤場所と本會

事務所と遠隔せる爲め不便少からざるより會計主任擔當を辭任せられしに依り更に會計主任は眞木理事之に當らるゝ事となれり

○監獄法令類纂遞送終了

本會に於て發行出版せし監獄法令類纂は客月二十日出版したるに依り直に各監獄を初め注文者へ配付を始め客月末日までに全部送付を終れり、

○監獄官練習所

監獄官練習所は開催後講師練習生とも非常の勉勵にて事故少く経過しつゝあり客月中犯罪人異同識別法の講習を了りたれば今一二回質問等に應ずることゝなるべし尙客月下旬より統計學民法の二科目を加へたり

▲授業時間割

月曜日	自八時	至十時	自十二時	至一時	自三時	至五時
火曜日	自八時	至十時	自十二時	至一時	自三時	至五時
水曜日	自八時	至十時	自十二時	至一時	自三時	至五時
木曜日	自八時	至十時	自十二時	至一時	自三時	至五時
金曜日	自八時	至十時	自十二時	至一時	自三時	至五時

精神科(中) 監獄法規 社會學 刑事訴訟法
 刑罰(三宅) (眞木) (十時) (三木)

水曜日 刑 (泉二) 監獄學倫 (藤井) (谷田)
 木曜日 刑事訴訟法 統計學 監獄法規 犯罪心理學
 (豊島) (二階堂) (眞木) (山岡)
 金曜日 刑事訴訟法 刑 (谷野) 犯罪心理學
 (三木) (法) (山岡)
 土曜日 社會學 衛生學
 (十時) (古瀬)

▲監獄官練習所日誌

九月

十四日(木)午前八時より十時まで谷田講師監獄學講義午前十時より十二時まで眞木講師講義の處泉二講師刑法講義に午後一時より三時まで泉二講師の眞木講師代つて監獄法規の講義ありたり

十五日(金)午前八時より十時まで三木講師刑事訴訟法講義午前十時より十二時まで谷野講師の刑法講義午後一時より大場講師犯罪人異同識別法講義ありたり

十六日(土)午前八時より十時まで谷田講師監獄學講義午前十時より十二時まで豊島講師刑事訴訟法講義あり午後一時より三時まで古瀬講師衛生學講義ありたり

練習生杉本茂吉脚氣症の爲め三週間操練免除出許可ありたり

寄宿舎に在る練習生の代表として金澤の黒田源太郎高知の竹中重壽二名を選定したる旨木名瀬幹事より通知ありたり

十八日(月)午前八時より十時まで三木講師刑事訴訟法午前十時

で古瀬講師衛生學講義ありたり

二十五日(月)午前八時より十時まで山岡講師の犯罪心理學講義午前十時より十二時まで眞木講師監獄法規講義あり午後一時より三時まで泉二講師刑法講義ありたり

午後三時より三木講師講義の處事故の爲め缺席に付放課午後三時半豊野幹事は練習生に對し明日の時間變更し午前八時より三宅講師の處池田講師民法講義となりたる事並に來十月中の授業時間の東京所在監獄參觀の件告知せり

二十六日(火)午前九時より池田講師民法講義午前十時より十二時まで十時講師社會學講義あり午後一時より三時まで古瀬講師衛生學講義ありたり

操練は休

二十七日(水)午前八時より十時まで谷田講師監獄學講義午前十時より十二時まで谷野講師刑法講義午後一時より三時まで山岡講師犯罪心理學講義ありたり

二十八日(木)午前八時より十時まで休

午前十時より十二時まで二階堂講師統計學講義午後一時より三時まで眞木講師監獄法規講義三時より四時まで操練

二十九日(金)午前八時より十時まで豊島講師講義の處事故の爲め三木講師刑事訴訟法講義引續き同講師は十二時まで講義ありたり

午後一時より三時迄大場講師犯罪人異同識別法講義ありたり

練習生石瀧常太郎病氣缺席

より十二時まで眞木講師監獄學講義あり午後一時より三時まで泉二講師刑法講義ありたり

午後三時水谷白水兩師は練習生に對し兵式操練の要領を口演せらる終て體操場に引率し部隊の編成及服裝検査等の訓練を行ひ午後四時五十分終了す

大谷派本願寺より長守覺音本日より進生として聽講することになり

十九日(火)午前八時より十時まで三宅講師精神病的中間者講義午前十時より十二時まで十時講師社會學講義午後一時より三時まで古瀬講師衛生學講義ありたり

二十日(水)午前八時より山岡講師講義の處事故の爲め泉二講師に十時より十二時まで谷野講師講義の處山岡講師犯罪心理學講義に變更す

午後一時より三時まで藤井講師倫理學講義

二十一日(木)午前八時より谷田講師監獄學講義午前十時より十二時まで眞木講師監獄法規講義あり午後一時より三時まで谷野講師刑法講義ありたり

午後三時より五時まで水谷講師體操場に於て操練ありたり(白水講師は缺席)

二十二日(金)午前八時より三木講師刑事訴訟法講義午前十時より十二時まで谷田講師監獄學講義午後一時より三時まで大場講師犯罪人異同識別法講義ありたり

二十三日(土)午前八時より十時まで三木講師刑事訴訟法講義午前十時より豊島講師刑事訴訟法講義あり午後一時より三時まで

十月

より十二時まで谷田講師監獄學講義あり午後一時より三時までで古瀬講師衛生學講義

三宅隆井二階堂の三講師へ十月分授業時間表を送付す

十二日(月)午前八時より十時まで池田講師民法講義午前十時より十二時まで谷田講師監獄學講義午後一時より三時まで泉二講師刑法講義あり三時より五時まで操練ありたり

練習生赤地馬之助痘母病氣に付師省煩出あり許可せられたり

三日(火)午前八時より十時まで三宅講師精神病的中間者講義午前十時より十二時まで眞木講師監獄法規講義午後一時より三時まで十時講師社會學講義三時より五時まで三木講師刑事訴訟法講義ありたり

四日(水)午前八時より泉二講師刑法講義午前十時より十二時まで谷田講師監獄學講義あり午後一時より三時まで藤井講師病氣の爲め臨時大場講師犯罪人異同識別法講義ありたり

練習生平井厚次郎俄に發病に付午後一時缺課歸宿せり

五日(木)午前八時より十時まで豊島講師刑事訴訟法講義午前十時より十二時まで二階堂講師統計學講義あり午後一時より三時まで眞木講師監獄法規講義三時より五時まで山岡講師犯罪心理學講義ありたり

六日(金)缺席中なりし練習生平井厚次郎出席せり

午前八時より十時まで木講師刑事訴訟法講義午前十時より十二時まで谷野講師刑法講義午後一時より三時まで山岡講師犯罪心理學講義ありたり

練習生入江憐彦は三十分間出席遅刻せり

七日(土)午前八時より十時まで十時講師社會學講義あり古瀬講

操練當講師白水正恒氏は陸軍演習の爲め不在となるを以て當分の間奥平は永令講師のみ之に當らるゝ旨申出ありたり

九日(月)歸省中なりし練醫牛赤堀馬之助本日より出席せり

時まで事故の爲め休課午後一時より三時まで泉二講前講義の魚病氣缺席に付休課三時より五時まで操練

十日(火)監獄協會總會準備の爲め休業

十一日(水)監獄協會總會の爲め休業、練習生一同は總會に出席

十二日(水)午前八時より十時まで豊島講師刑事訴訟法講義午前

四時まで山岡講師犯罪心理學講義ありたり

十三日(金)午前八時より十時まで三木講師刑事訴訟法講義午前

午後には講師に差支を生じ休課

十四日(土)午前八時より十時まで十時講師社會學講義午前十時

まで古瀬講師衛生學講義ありたり

十五日

(改正)

朱印肉定價表謹製
(眞ノ朱肉ハ此ノ朱肉ナリ)

一金精朱肉黃口赤口 鑊入百多二付 四圓

一煉金朱肉黃口赤口同
參
圓

一錦光朱肉黃口赤口同
貳圓五十錢

一紅華朱肉黃口赤口同（二等）
貳
圓

一紅華朱肉黃口赤口同
(二等)
壹圓五十錢

司法部内ニ限リ五百匁以上一割一貫目以上

一黒肉最上 百匁五拾錢(割引ナシ)

特ニ御注文ノ時ハ送料ヲ要スルニ付可成

朱肉ノ御序ニ願上候

玉素堂

東京府下豊多摩郡大久保村大字西大久保四百九十番地

玉素堂製造販賣部擔當人

平山茂作

元警察監獄學會編纂●發賣所東京書院

●寸珍タロース製●四百五十頁●特價金二十五錢郵稅四錢

第一篇 英語入門 ●發音其他英語學一般の規定
第二篇 刑事被告人に關する事項 ●刑事被告人の

●書籍を取る場合の對話 ●領置係との對話 ●入監の際看守との對話 ●上訴に就ての對話 ●審判官選定に就ての對話 ●監獄場での對話 ●刑務所告人の名

第三篇 作業其他に關する事項 ●已決編入の際典獄の訓示事項 ●已決編入の際看守との對話 ●機工醫官看守との

對話●裁縫に就て授業手との對話●木工擔當看守との對話●機工の作業監督に就ての對話●炊事處當看守との對話●掃除擔當看守との對話●井主當看守との對話

●春搗磨當看守との對話 ●蘭編笠工擔當看守との對話 ●臨診
察に就て夜勤看守との對話 ●滿期放免の實際獄の訓示事項 ●再

第四篇 醫師・教師及獄則違犯に關する事項

●遺傳病の有無に就て監獄醫との對話 ●胃病患者と醫師との對話 ●感冒患者と醫師との對話 ●肺結核患者と醫師との對話 ●癆病に對する醫師の凡聞 ●支那病氣の對症療法 ●

[illegible]

●強盗囚と教師との對話 ●死刑囚と教師との對話 ●解刑囚と看守との對話 ●物品包藏の事實取調に就ての對話 ●起居動止に關する記則事項

就項關
ての食犯事
犯則事
事項合の
●教會場
●及浴室
●に於ける
●見犯事
●項則事
●項則事
●貸與品
●に

第五篇 監獄要語いろは字引

會費送附方

番地	東京市麴町區西日比谷町
番地	壹番地
宛名	監獄協會理事 眞木 喬
振込	司法省內郵便局
局名	明治四十四年十月二十日發行

司法省內郵便局

明治四十四年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

摘要

東京市四谷區愛宕町二番地
豐野胤

住町二番地

印

東京市四谷區愛宕二丁目
刷人 磯村政

比谷町壹番地

發

東京市麹町區西日比谷區壹番
電話新橋壹參六八番
行所 監獄 協

獵協會

印

東京市四谷區荒木町二十七番地
東京書院印刷所

王訂二番地

賣

東京市四谷區愛宕町二番地
捌所 東京書

—

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第貳拾四卷第十號)×明治四十四年十月二十日發行每月一圓二十日發行)

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治廿一年五月創刊每月一回二十日發行